

食品安全委員会企画等専門調査会

(第19回) 議事録

1. 日時 平成28年12月9日(金) 14:00~16:52

2. 場所 食品安全委員会中会議室(赤坂パークビル22階)

3. 議事

- (1) 平成28年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について
- (2) 平成28年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
- (3) その他

4. 出席者

(専門委員)

川西座長、有路専門委員、有田専門委員、大倉専門委員、大澤専門委員、
神村専門委員、河野専門委員、小西専門委員、迫専門委員、高岡専門委員、
道明専門委員、中村専門委員、夏目専門委員、野口専門委員、
松本専門委員、山内専門委員、山本専門委員、渡邊専門委員

(専門参考人)

唐木専門参考人、原田専門参考人、横田専門参考人、渡邊専門参考人

(食品安全委員会)

佐藤委員長、山添委員、熊谷委員、吉田委員、石井委員、堀口委員

(事務局)

川島事務局長、東條事務局次長、松原総務課長、関野評価第一課長、
鋤柄評価第二課長、岡田情報・勸告広報課長、池田評価情報分析官、
箴島リスクコミュニケーション官

5. 配布資料

- 資料1 平成28年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について
- 資料2-1 平成28年度「自ら評価」案件の決定までのフロー
- 資料2-2 企画等専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方
- 資料2-3 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会

に提出する資料に盛り込む事項

- 資料 2 - 4 これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況について
- 資料 2 - 5 平成28年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価案件候補の概要について（案）
- 資料 2 - 6 平成28年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価案件候補について（案）

6. 議事内容

○川西座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第19回「企画等専門調査会」を開催いたします。

本日は、18名の専門委員、4名の専門参考人が御出席です。

食品安全委員会からも6名の委員が御出席です。

本日は、5名の専門委員から欠席の御連絡をいただいています。道明専門委員と高岡専門委員がまだこちらに着いていないようですが、始めておくということにさせていただければと思います。

それでは、本年10月1日に専門委員の改選があり、新しく道明専門委員と松本専門委員と渡邊専門委員に御就任いただきました。道明専門委員がまだ到着ではありませんけれども、松本専門委員、渡邊専門委員、一言ずつ御挨拶をいただきたいと思います。

○松本専門委員 日本医師会常任理事の松本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○渡邊（和）専門委員 日本薬剤師会の常務理事の渡邊と言います。どうぞよろしく願いいたします。

○川西座長 ありがとうございます。

では、道明専門委員はこちらに来られたら、また後で御挨拶をいただくとして、事務局でも人事異動がございましたので、事務局から紹介をお願いします。あわせて事務局から資料の確認をお願いします。

○松原総務課長 6月21日付で総務課長に着任いたしました松原でございます。どうかよろしく願い申し上げます。

同じく、6月17日付で事務局長として川島が着任いたしましたので、御紹介します。

○川島事務局長 川島でございます。よろしく願いします。

○松原総務課長 なお、本日は欠席してございますけれども、7月4日付で評価調整官として橘が着任しておりますので、御報告申し上げます。

それでは、資料の確認をさせていただきたいと思います。本日の資料は7点でございます。

資料1 「平成28年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について」。

資料2-1 「平成28年度『自ら評価』案件の決定までのフロー」。

資料2-2 「企画等専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」。

資料2-3 「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」。

資料2-4 「これまでに選定された『自ら評価』案件の実施状況について」。

資料2-5 「平成28年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価案件候補について（案）」。

資料2-6 も同名でございますけれども、「平成28年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価案件候補について（案）」。

ただし、こちらはA3となっております。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○川西座長 また、議事の進行に伴い見当たらない書類がございましたら、お申し出いただければと思います。

続いて、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づいて、事務局における確認の結果を御報告ください。

○松原総務課長 かしこまりました。事務局において、平成27年11月20日の企画等専門調査会の資料1-3及びその後の提出された確認書を確認しましたところ、同委員会決定に規定する事項に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。

○川西座長 ありがとうございます。

御提出いただいた確認書について相違はなくて、また、ただいま事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○川西座長 それでは、きょうの議事に入らせていただきます。「(1)平成28年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について」の審議を行いたいと思います。まず、事務局から資料の説明をお願いします。

○松原総務課長 こちらのほうの議事は、平成28年度食品安全委員会運営計画に沿って、

これまで食品安全委員会がどのような活動を実施してきたかということについての中間報告になります。総務課のほうからは、リスクコミュニケーションを除く部分について御説明申し上げて、リスクコミュニケーションにつきましては、情報・勧告広報課のほうから御説明いたします。

それでは、資料1に基づき御説明します。資料1におきましては、運営計画の記載事項が左の欄に、11月までに実施した事項が中の欄に、今後の予定が右の欄に記載されてございます。本日は時間の都合もございますので、中ほどの11月までに実施した事項を中心にかいつまんで御説明させていただければと思います。

早速ではございますが、第1の「(2) 重点事項」についてでございます。引き続き、電子ジャーナル等の有効活用などによりまして、効率的な情報の収集を行いますとともに、委員会を31回、専門調査会等を81回開催いたしまして、154件の評価依頼を受けるとともに、この件数を超える161件の評価を終了するなどを行いました。また、専門調査会と同等の位置づけでございます、清涼飲料水等に関するワーキンググループ及び評価技術企画ワーキンググループを新たに開催し、特に後者のほうにおきましては、新たな評価方法の活用に向けた課題等についての審議を行っております。さらに、平成27年度のいわゆる「自ら評価」案件に決定したアレルギーについて、調査事業を開始するなどしております。

次のリスクコミュニケーションについては、先ほど申し上げましたとおり、後からまとめて御説明申し上げます。

2 ページの研究・調査事業についてでございます。優先実施課題を取りまとめて公募を行っております。また、アレルギーにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、調査事業において知見を収集するとともに、検討会を新たに開催して調査審議を行っております。なお、研究調査事業につきましては、昨年度整備いたしました、外部有識者によります評価実施体制を活用した上で行っております。

海外への情報発信等については、引き続き、さまざまな手段を用いて積極的に取り組んでいます。関係機関とは、ポルトガルのASAE及びフランスのANSESを委員長等が訪問し、意見交換等を実施いたしますとともに、ドイツのBfRからは長官をお迎えし、協力覚書を締結するなどしております。

緊急時対応につきましては、訓練計画に基づき研修を実施すること等により、体制の強化を図っております。

3 ページの第2の「(1) 委員会会合の開催」につきましては、合計で31回開催してございます。また、大学生あるいはインターンシップ生を含む多様な方々に傍聴いただくなどをして、開かれた運営に努めているところでございます。

「(2) 企画等専門調査会の開催」につきましては、農薬専門調査会を28回開催するなど、ワーキンググループを含め、合計で80回の会合を開催してございます。

おめくりいただきまして、先ほど申し上げましたとおり、清涼飲料水等に関するワーキンググループ及び評価技術企画ワーキンググループを新たに開催してございます。

さらに③は、添加物専門調査会を始めといたしまして、専門調査会等におきまして、専ら他の専門調査会に御参加いただいていた専門委員にも御参加いただいた上で調査審議を行うという取組を行ってございます。

5 ページの「(4) 委員会と専門調査会の連携の確保」については、引き続き、委員が原則として全ての専門調査会に出席するとともに、評価技術企画ワーキンググループにおいては各専門調査会に共通して関連する分野についての調査審議を行ってございます。

「(5) リスク管理機関との連携の確保」については、食品安全行政に関する関係府省連絡会議幹事会等に加え、カンピロバクター情報交換会が開催されるとともに、薬剤耐性アクションプランの策定等も行われてございます。

「(6) 事務局体制の整備」については、引き続き、必要な予算等を要求しているところでございます。

6 ページの第3の1の「(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について」は、これまでリスク評価対象案件数は2,606件、これまでに評価が終了した案件数は2,229件でございます。先ほど申し上げましたとおり、今年度に評価依頼のあった件数は154件、今年度に評価を終了した案件はこれを上回る161件でございます。

「(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について」でございます。今年度に評価依頼があった案件は53件、今年度に評価を終了した案件は51件です。標準処理期間内に終了した件数は50件で、おおむね同処理期間内に処理を行ったこととなります。

「(3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について」は、今年度に評価依頼があった案件はなく、今年度に評価を終了した案件は6件です。

「2 評価ガイドライン等の策定」については、先ほど申し上げたとおり、新たに評価技術企画ワーキンググループを開催しているところでございます。また、香料に関する食品健康影響評価指針を取りまとめるとともに、加工助剤及び栄養成分関連添加物に関する指針の策定に向け、添加物専門調査会及び栄養成分関連添加物ワーキンググループにおける調査審議を開始いたしました。さらに、農薬専門調査会幹事会において、農薬の食品健康影響評価における肝肥大の取扱いに関する方針を決定したところでございます。

7 ページの3の「(1) 『自ら評価』案件の選定」については、次の議事において御説明申し上げます。

「(2) 『自ら評価』の実施」のうち、鉛につきましては、ワーキンググループにおける調査審議に向けた準備を行っているところです。また、フモニシンについては、かび毒・自然毒等専門調査会における調査審議を行っています。さらに、アレルギーについては、先ほど申し上げたとおり、調査事業において知見を収集するとともに、検討会を新たに開催し、調査審議を行ってございます。なお、評価案件とはされなかった人工甘味料及びクルクミンについては、国際機関、外国機関、論文等を通じて情報の収集を行っています。同様のジャーサラダについては、Facebookによる情報の提供を行っているところでござい

ます。

8ページの「(3)『自ら評価』の結果の情報発信等」については、アクリルアミドについて、ホームページ、Facebook及び季刊誌を通じて情報の発信に努めているところでございます。

第4の「1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査」については、現在調査を実施しているところです。

「2 食品安全モニターからの報告」については、随時報告の概要を委員会会合に報告するとともに、食品の安全性に関する意識等について実施した調査の概要を取りまとめているところでございます。

9ページの第5の1の「(1) 食品健康影響評価技術研究課題の選定」については、先ほど申し上げたとおり、優先実施課題を取りまとめるとともに、公募を開始いたしました。公募につきましては、引き続き、多様な機関に所属する研究者の方々が御参画いただけるよう報道発表を行うとともに、関係機関に対して内容を周知したところでございます。

「(2) 平成27年度に終了した研究課題の事後評価の実施」につきましては、研究・調査企画会議事後評価部会において実施しております。結果については、委員会会合に報告し、主任研究者に対して通知するとともに公表を行いました。また、研究成果報告書については、公表を行うとともに、発表会を公開で開催してございます。さらに、研究成果については、食品安全委員会の英文ジャーナルへの投稿を促し、2課題が掲載されたところでございます。

10ページの「(4) 実地指導」については、10課題の経理事務担当者に対して行っているところです。

「(5) 関係府省との連携」については、優先実施課題を取りまとめるに当たりまして、情報の交換を行うとともに、公募の開始等に関する情報の提供を行ってございます。

2の「(1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定」でございます。研究調査企画会議事前・中間評価部会において優先実施課題を取りまとめるとともに、委員会会合において決定を行ってございます。

「(2) 食品安全確保総合調査対象課題に係る情報の公開」についてでございます。実施計画を委員会のサイトに公開するなどをしているところでございます。

11～13ページまでの「第6 リスクコミュニケーションの促進」については、先ほど申し上げましたとおり、情報・勧告広報課からまとめて御説明申し上げます。

14ページの「第7 緊急の事態への対処」については、電話連絡網等の見直しなどを行うとともに、緊急時対応訓練を実施したところでございます。

第8の「食品の安全性確保に関する情報」につきましては、引き続き、最新の情報を関係者に対して毎日配布いたしますとともに、隔週報を関係者及び国民に対して提供を致しております。また、国立医薬品食品衛生研究所と情報を共有するとともに、専門委員の連絡先について確認を行ったり、日本医師会、日本薬剤師会、日本獣医師会、日本栄養士会

等の皆様方に対しまして、季刊誌を配布したりするなどをして、ネットワークの確保に努めているところでございます。

15ページの第9の「(1) 国際会議等」につきましては、引き続き、JECFA、JMPR等の会議、あるいは欧州毒性学会等の学会などに委員等の派遣を行っているところでございます。

16ページ、「(2) 海外の研究者等の招へい」につきましては、英国動植物衛生庁、エジンバラ大学、米国食品医薬品庁、ハーバード大学、南デンマーク大学からの招へいを行ってございます。

「(3) 海外の食品安全機関等との連携強化」は、先ほど申し上げましたドイツのBfRとの覚書締結及びポルトガルのASAE等との意見交換に加えまして、国際共同評価に関する打合せ、食品中の化学物質に関するワーキンググループ、食品中の微生物の安全性に関するワーキンググループへの参加等を行ってございます。

「(4) 海外への情報発信」については、食品健康影響評価の概要あるいは委員会の活動等に関する月報などを英訳いたしまして、サイトへの掲載、連携機関への送付等を行ってございます。また、委員会の英文電子ジャーナルについても、いわゆるJ-STAGEのほうに掲載いたしますとともに、冊子についても配布をいたしております。さらに、委員会の英語版パンフレットについても新たな版の作成を行ってございます。

おおむね以上でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、リスクコミュニケーションにつきましては、情報・勧告広報課のほうからまとめて御説明申し上げます。

○川西座長 ここで申しわけないのですがけれども、道明専門委員が来られましたので、一言御挨拶をいただきたいと思っております。

○道明専門委員 遅参いたしまして、申しわけございません。飛行機が少しおくれました。今回から委員にならせていただきました道明と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○川西座長 ありがとうございます。

申しわけありませんでした。続いて、リスクコミュニケーションの部分について、よろしく申し上げます。

○岡田情報・勧告広報課長 お手元の資料でいきますと、大きなA3ではなくて、参考資料の参考4と5に基づいて、お話をさせていただければと思います。探しづらくて申しわけないです。パワーポイントの資料になっております。題としては「情報発信、意見交換会等の現状」ということで、今し方、総務課長のほうからお話があった中間報告に加えて、リスクコミュニケーション、これまでの大体こんな形だったということも含めて、概略をまとめた資料ということでもまとめてあります。それが終わった後、参考5ということ、

今後のリスクコミュニケーションの取組方針というものをあわせてお話できればと思いますので、よろしくをお願いします。

早速ですけれども、参考4をめぐっていただきまして、目次があるのですが、1ページ目の「1 様々な手段を通じた情報の発信」。これは中間報告の項目と合っておりますので、戻っていただかなくても結構です。今、食品安全委員会のほうでどういう形で情報発信しているのかを網羅的にまとめたものになります。具体的には、季刊誌であるとかホームページ、Facebook、食の安全ダイヤル、eマガジンという形の媒体を使って情報発信をしているということです。

今の状況ですけれども、左のほうから見ていただければと思うのですが、ホームページのアクセス数。最近は傾向が変わってきていまして、直近でいくと10月。表では10月なのですが、11月も実はもう出ているのですけれども、食品安全総合情報システムの食品安全関係情報というものにアクセスがかなり多く、月に大体50万件です。トータルでいきますと、その下の図にありますけれども、年間でいくと、食品安全総合情報システムのトップ、ポータルに当たるところが一番多くて、年間で大体300万くらいあります。

その次が大体、食品安全関係情報。注を書いてありますけれども、どういう情報が入っているかという、海外の情報ですね。例えば、英語圏、フランス語圏、ドイツ語圏、中国語圏の情報を翻訳した上で公開するというをやっているのですけれども、これが年間100万件くらいアクセスがある。ただ、最近の傾向は先ほど言いましたとおり、1カ月で50万件ほどのアクセスがありますので、だんだん認知を進んでいるのかなとは思っております。件数だけで言うとかかなりの数になるので、それなりにしっかり見られているのかなと思っております。

次はFacebook、右上になります。25年から始まったわけですけれども、閲覧者数でいくと大体40万閲覧くらいある。ことはまだ中間ですので、比率で見ますと1割増くらいで推移しておりますので、それなりに認知が進んでいるかと思っています。ただ、個別に出していませんけれども、やはり内容によって、この閲覧者数は大きく変動します。例えば、会議の開催みたいなものはすごく少ないのですけれども、内容のあるものについてはかなり多い。最近で出したものでいくと、0157の食中毒関係の情報提供をしたのですが、これに対するアクセスはかなりの数になっております。

次が食の安全ダイヤル。これは直接対話という形で、電話での対応とかメールでの対応になるのですけれども、これは年間800件くらい。ただ、一番多いのは、リスク管理関係が6割くらいを占めていて、評価案件は2割くらいという状況です。

次にeマガジンです。今、登録者数が大体1万くらい。これは多いか少ないかという議論はあるのですけれども、指標になるかどうかは別として、震が関にある他の省庁に比べても、それほど悪くはない数字と評価しております。

2ページの「2 意見交換会」になります。意見交換会は主に2つのカテゴリでやっております、どちらも実は対象者は同じで、学校教育関係者を重点対象としてやってお

ります。カテゴリーを2つに分けているのは、1つ目のいわゆる研修会のような形式については教育委員会との共催でやっているというもの。これが主に東京と埼玉。ことしは東京をやったのですけれども、埼玉はこれからやるので結果は出ていないのですが、これをやっている。もう一つは、自治体との共催でやっている研修、講師派遣。こちらのほうは教育委員会が絡んでいるのもあるのですけれども、基本的には自治体との共催でやっております。

あとはキッズボックス総集編のような資料を配布しているということで、左の図を見ていただきたいのですけれども、いずれの研修会、意見交換会にしても、当方から講師派遣なりをしておるわけですが、内容については非常に高い評価をいただいているという状況になっております。

3ページの「3 リスクアナリシス講座」になります。具体的には2つのカテゴリーがありまして、連続講座と地方開催の分ということで2つやっているのですけれども、こちらにもいずれにしても非常に高い評価をいただいている。アンケート結果ですけれども、満足度、理解度ともに非常に高い比率でいただいているということ。ただ、今後とも、より皆さんの関心の高いものに対応する必要があるかなと思います。

ただ、右下の図を見ていただきたいのですけれども、参加者の比率を見ていただくと、いずれの年も実は食品関係事業者とか業者さん、そういう人の出席がほとんど7割近くということで、残念ながら余り一般の方の出席がないというところがちょっとあるかなと思っております。

4ページの「4 マスメディアとの連携」になります。マスメディアとの関係は報道関係者との意見交換会という形で2カ月に1回のペースでやっております。テーマについては左上のほうに挙げております。出席者内訳が左下のほうにありますけれども、年々裾野が広がっておりまして、当初は全国紙とか専門誌が多かったのですが、最近は週刊誌さんとか専門誌さんでも農業の方が来られたり、ネット関係のニュースの方が来られたりということで、確実に裾野が広がっているのかなと思います。

ただ、右上を見ていただきたいのですけれども、満足度、理解度のアンケート結果ですが、前の意見交換会なりに比べると低めに出ているのかなと思います。その原因ですけれども、右下の意見のところにあるのですが、基礎的知識がないものですから、なかなか内容が高度で理解しがたいというような意見が多いようです。そういう意味で、実は直近の情報利用は、どういう情報が利用しやすい、いい情報なのかみたいなお話だったのですけれども、ここは少しやり方を変えまして、途中で解説を入れるとか、そういう工夫をしたら、多少理解度は上がったのですけれども、どういう形がいいのかは模索しなくてはいけないと思っております。

5ページの「5 消費者団体との連携」ということで、今日いらっしゃる委員さんは御案内の方も多と思いますけれども、3カ月に1回ほどやっております。5団体をやっているということで、左下に団体名が書いてあります。少人数で非常に掘り下げた形の意見

交換ができていかなと思います。ただ、御意見としては、委員会のコミュニケーションがマンネリ化しているとか厳しい意見をいただいておりますし、前回この辺について意見交換をしたのですけれども、今後どうやって連携しながら、いわゆる団体の会員さんに普及できるかというところは考えなくてはいけないというようなお話もいただいておりますので、確かにそうだなと思っております。

6ページの「6 学術団体との連携」です。この部分は、主には学会への参加とかブースの展示を基本にやっているということです。数も結構いっぱいやっておりますので、それなりにいいなという感じではあるのですけれども、左下の学会名が3つあるのですが、それと上の参加を見てほしいのですが、ブースの展示と学会での発表なりというのが余り連動していないという問題があります。今はどちらかと言うと、先ほど総務課長のほうから、海外機関との連携はある程度、進展しているのですけれども、なかなか国内の大学なり、そういうところとの連携が希薄というところもあるので、こういうところが課題かなと思っております。

参考という形で1つつけております。これからの方針をお話することになるのですが、ある程度、予算も人も限られている中にはテーマを絞らなくてはいけない。選択と集中はどうしても必要という中で、単にこれが関心が高いからというわけにもいきませんので、来年度はデルファイ法という、これは右のところに研究事業でEFSAの例が載っているのですけれども、アンケートを反復して意見をまとめる手法なのですが、これを使って、いわゆるリスクコミュニケーションに必要な分野と、本当に重点とする分野をはっきりさせるような研究も必要かなということを思っておりますので、参考につけさせていただきます。

参考5に移ります。今の状況を受けた形で、それでは、今後どういう取組方針をとるかというところを7つほど、ちょっと多いのですけれども、まとめております。考える基本としては、平成27年に御提言いただいたあり方の報告書なり、長期的には戦略的にコミュニケーションを進めなくてはいけないという考え。もう一つ大事なのは、資源の集中をどうするかという3点の考え方で7つほどまとめております。

1つ目は先ほどお話ししたとおり、まずどういう分野に重点化を図るかを研究してみようということで、来年度くらいに優先順位の高い事項を特定するという作業をしたいなと思っております。その作業の結果を受けて、いわゆる意見交換会なり講師派遣のテーマも重点化したい。これでかなり労力というか、そういうものは削減できるかなと思います。

その次は情報発信関係です。リスクアナリシス講座で、今は連続講座と地方講座をやっているのですけれども、まず名前がわかりにくいということなので、名称を変更しようかなと思っております。

もう一つは、先ほど言ったとおり、余り一般の方が参加しにくいという枠組みになっておりますので、もっとわかりやすく理解しやすい基礎講座と、ちょっと難しいプロ向けの中級講座みたいなものの2つに分けて実施したいと思っております。これは平成28年度中、

要は年明けくらいから実際にやろうかなと思っておりますので、連続講座は今回はやらないという形にしたいと思っております。

その次ですけれども、Facebook関係。Facebookは今、伸びているのですけれども、残念ながら、うちのほうにそれを体系的につくる体制ができておりません。中身がないとみんなに見てもらえないというのがありますので、その体制づくりをしたいと思っています。

先ほど、人員の削減の話もしましたが、強化する部分としては学校教育関係に対する情報発信の強化をしたいと思っておりまして、具体的には教育委員会としっかり協調した形の取組。今は東京と埼玉しかないのですけれども、これの拡大を図りたいと思っております。

中段に行きますけれども、報道関係です。タイムリーなテーマがないと、なかなか皆さんに報道で、ただ来て勉強ではなかなか満足いただけないということで、そういう設定ですね。あと、ブロガーとか裾野の拡大もできないかなと、今、考えています。

具体的には既に1月にこの意見交換がセットする方向になっておりまして、今、話題については0157をセットしようかなと思っております。

消費者団体のほうは先ほど言ったとおりなので、連携強化。研究のほうもブース展示と発表みたいなものをいかに連動させるかというところの有機性をしっかり方向性として出したいと思います。

一番右の段に行きますけれども、資料の中ではちょっとしか出てこなかったのですが、あり方の提言の中でいただいた中で、実は今、食品安全委員会の中で全く対応していないのは、この食品関係事業者との連携になります。ここについては新たな意見交換の場を設定しようかなと考えております。もう既に事務的な協議は進んでおりまして、かなりよい感触をいただいておりますので、そういう方向にしたいと思います。

最後になりましたけれども、リスク管理機関との一層の連携強化。もう既にリスクコミュニケーションなり、BSEなりで連携は行っているわけですが、それを一層進める。今、ハザード情報というか、この後の議題の中でファクトシートというのが出てくるのですけれども、食品安全委員会ではハザードごとの情報をファクトシートという形でまとめているのですが、農林水産省はリスクプロファイル、厚生労働省もリスクプロファイルなのです。いろいろ情報がばらばらというわけではないのですが、探すのが面倒くさいというところもあるので、ワンストップで探せるように食品安全委員会のほうで一元的にそういう情報を取り扱うという形で国民の皆さんの利便性を図りたいと思っております。

いずれにせよ、きょうは御議論をいただいた後、こういう方向でよろしければ、平成29年度の事業計画にこの方向で反映させて、年明けに再度、皆さんに御議論をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○川西座長 ありがとうございます。

これは運営計画の実施状況の中間報告ということで最終報告ではありませんけれども、ただいまの計画全般とリスクコミュニケーションの部分の内容あるいは資料の記載内容について、御質問あるいは御意見等はございますでしょうか。

山本専門委員、どうぞ。

○山本専門委員 最後のほうに【リスクアナリシス講座の刷新】がありまして、「名称を変更した上で」云々といわれましたが、それはとても良いことだと思います。もし、提言されなければ意見として言おうと思っておりましたので、大賛成です。

○川西座長 今の御指摘については何かございますか。

○岡田情報・勧告広報課長 ありがとうございます。どういう名称がいいかなというのは悩みで、フードセーフティカフェとか、少しやわらかめなのがいいかなと。ただ、使い古しというか、手垢がつき過ぎているかなというのもあるので、名称も含めて、29年度事業のときには御相談をさせてもらえればと思います。

○川西座長 確かに代わりにどういう言葉を使うのかは結構難しいところがあるのではないかと思います、ほかにございますか。

河野専門委員、どうぞ。

○河野専門委員 御報告をありがとうございました。リスクコミュニケーションというのは私たち消費者というか、国民にとっても非常に重要な情報提供の場であって、今後も食品安全委員会さんのリスクコミュニケーションに大いに期待したいと思っております。それが大前提なのですが、本日いただきました資料を拝見しますと、リスクコミュニケーションのアウトプット、どんなことをやったのかということは確かにたくさんまとめられています。数値も書いてあります。データ化されています。ただ、では、アウトカムは何なのか。次の計画に行くまでには、やはりそれを適切に評価しなければいけないと感じておりまして、評価するにはそれなりの指標というのもしなければならないし、数でここに書かれているようなアウトプットのところだけで次に向かうということがいいのかを一つ感じていたところでした。それが1点目です。

2点目は、皆さんは御存じだと思いますが、DeNAで運営しているキュレーションサイトの情報が非常に不的確なものがあって、つい先日、そのサイトを閉じたという報道があります。今、情報は非常に量的にはたくさん出ています。情報で重要なのは正確さと質であって、特に食品安全にかかわる情報で言えば、本当に科学的知見に基づいた評価における正確さというのと、派生する情報として、管理機関との間でどんな管理がされているかというところが全てだと思います。そういうふうに考えますと、1つは情報の質と正確性と

いうところで1つの目標を置いて、どういうふうに広く発信していくか。情報発信元への信頼をどう担保するのか。前からずっと、日本で食品安全に関して言うと、食品安全委員会が出す情報が一番信頼できるのだという環境というか空気をどうつくっていくかというところが重要だと思っているのです。

きょう御提示いただいた今後の方向性は別に否定するものではないのですが、もう一度、今やっていることの一定の評価と、次の段階で新たに計画を立てるときには、リスクコミュニケーションを短期でどうするのかということと長期でどうするのか。短期でやる分には、確かに消費者の関心がある、先ほどのデルファイ法を利用した皆さんが関心を持っているようなものを採用していくというのが関心を持ってもらえる方法だと思います。

でも、それだけではリスクコミュニケーションというのは成り立たず、ある一定の固定した層をしっかりとつくっていく。学校教育の場ですとか、迫先生がいらっしゃる栄養士さんのところすとか、お医者様のところすとか、専門的知識を持っていらっしゃる近くにいる方のところで一定の固定数をしっかりと養成していくところと、国民が不安に思っていることへの対処というふうに短期的、長期的、固定層をつくる、その時々で起きた問題に対する集中の情報提供という形で、もう少し全体像を整理していただければと感じていたところです。

先日の健康サイトでは、情報が検索サイトで上位に来るようにいろいろとやり方があるのだそうです。検索を入れると食品安全委員会さんの正しい情報よりも、余り信頼性がない情報のほうがトップの上位のほうに出るような、それはアフィリエイト広告とかと一緒にあって結局は企業収入につながるような、それが私たち国民が非常に関心のある健康ですとか、そういったところで情報が流されているということもありますので、この計画をもう少し精度を上げて、整理して提案をしていただければと感じているところです。

○川西座長 ということですが、何か今の御意見に対してございますか。

○岡田情報・勧告広報課長 御意見をいただきましたので、当然その方向をしっかりと反映できる範囲というのも当然、特に一番最初の評価のメルクマールみたいな話というのは、なかなかどういう形にするのかというのは御議論をいただかなくてはいけない部分ですし、現実にデルファイ法は言いにくいのですが、調査自体がかなり時間がかかるものなので、今の見込みだと平成29年度いっぱいくらいかかって、その後論文化という予定になっておりますので、その結果も検証した上でどういう形で、今、御意見をいただいたことが反映できるかを検証していくという、時間的にかかってしまうかもしれないのですが、しっかりと取り組みたいとは思っております。

○川西座長 河野専門委員がおっしゃった評価というのは、ここで例えば、よく理解でき

たとか、こういうことではなくて。

○河野専門委員 評価の指標というのはすごく難しいと思います。現在も食品の情報発信をさまざまなデバイスを使ってやっていますよね。本当にいろいろな手法で、紙媒体ではパンフレットあり、冊子あり、定期的な季刊誌あり、ウェブでもさまざまにいろいろな方法で、トータルで効果を上げていくというふうにしたほうが良いと思いますので、それぞれよかったとか、よくわかったというのも確かに指標だとは思いますが、全体がどうだったのかという総合的な効果が見えない資料で、個々の項目に関して結果が示されているだけだったので、どういうふうにかえたらいいのかなと思ったところです。

○川西座長 ありがとうございます。

では、神村専門委員、どうぞ。

○神村専門委員 私は最後のあたりで、「食品関係事業者と連携した情報発信の構築を図る」というところは大変大事なことだと思っております。地方ですけれども、産業医として食品製造会社の小さいところとかかわっております、本当に製造の場で安全を守るといのはかなりの手間をかけている。製造するのに8時間のうちに6時間、洗うのに2時間みたいな、そういう大変な状態だということを見ておりますけれども、最近マスコミをにぎわしたような、ココイチの廃棄カツの事件とか、メンチカツの0157の事件とか、食品の下請けの連鎖の中で起こってきた。中小企業が非常にかかわってくるということが見えてい我想います。ここの場にも食品製造の関係の事業団体の方などがたくさんおいでになってはいるのですけれども、その末端のほうにも食品安全の情報とかを十分に普及していただきたい。そちらのほうに力を入れていただきたいなと思って、意見として発言させていただきました。

○川西座長 ありがとうございます。

何か事務局からありますか。どうぞ。

○箴島リスクコミュニケーション官 リスクコミュニケーション官の箴島でございます。

御意見をどうもありがとうございます。私どもは、その問題意識としましては大きなものがあると思っております。先日までございますけれども、食品産業センターさん、大手の食品関係事業者が中心かと思うのですが、その事業者の集まりのところにお伺いしまして、これから意見交換をさせていただけないかと打診しております。きょう委員の皆様方に具体的なサジェスチョンをいただきましたものを踏まえて、食品産業センターと話をさせていただきたいと思っておりますし、食品産業センターは地域にあります食品産業協議会をまとめていらっしゃるようですので、その地域の食品産業協議会の方々との意見交換の場

もセットをお願いできないかということも相談させていただいております。

いずれにしても、ご指摘の点に関する問題意識は私どもも十分持っておりますので、これから食品産業、食品製造事業者の方々との意見交換を通じまして、できる限りの情報提供を含めて対応させていただきたいと思っております。

○川西座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。どうぞ。

○松本専門委員 日本医師会の松本でございます。

中間報告の13ページに「関係機関・団体との連携体制の構築」という項目がございますし、参考資料の4～5にかけまして、リスクコミュニケーションのお話をいただきましたけれども、日本医師会でも、国民と患者の健康に責任を持つ医師の団体として、医療政策だけではなくて、国民生活全般にわたって関心を持って活動しております。その中で衣食住のうち、最も重要な食に焦点を絞った医師会内の委員会、健康食品安全対策委員会を立ち上げておりまして、積極的に審議を行うとともに、外部の委員より、日本医師会が行うべき行動について提言等をいただいております。また、健康食品安全情報システムという健康食品による健康被害をかかりつけ医の会員医師から情報提供をいただいて、診療現場に情報を還元する取組も同時に行っております。

本委員会は、このリスクコミュニケーションを担う組織でありまして、一方で、医師会の会員医師は日々患者の食品に関係した直接の健康相談や不安に対応しており、まさに草の根リスクコミュニケーターとも言えるかなと思っております。会員医師と国民双方のためになるように、日本医師会としましても今後何らかのコラボレーションを行うことで、新たな可能性が生まれていかないかどうか。来年度に向けましてとなりますけれども、この関係団体・機関との連携体制ということにつきまして、また一度、御検討をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○川西座長 ただいまのコメントに対してはいかがでしょうか。

○岡田情報・勧告広報課長 もちろん大歓迎というか、ぜひぜひやらせていただければと思いますので、御相談をさせていただきます。

○川西座長 ほかにございますか。では、有路専門委員からどうぞ。

○有路専門委員 リスクコミュニケーションのところの内容ですけれども、事務局に説明していただいた内容に関して、要点としては露出の機会といたしますか、いわゆる情報を世の中に提供するというところは、以前から議論をしていた中で確実に成果が出ているとこ

ろだとは思っているので、露出の機会がふえているということは正しく評価をするべきだと思います。例えば、ホームページのアクセスが非常にふえているとか、あるいはFacebookの閲覧者数が明らかにふえているとか、こういうところは当初、それこそあり方の検討をしていたときの時点よりもはるかに成果が出ているので、これは評価すべきだと思います。

ただ、先ほど河野専門委員が言われた内容と、私が御指摘させていただきたい内容は同じでして、恐らく提供するコンテンツといいますか、情報の内容の部分が精査をしたほうがいいし、都度都度に考えればいいのかもしれませんが、いわゆる正確な正しい情報の供給量をふやして、誤った情報を持っている者に対してのシェアをふやすという考え方も大事だとは思いますが、誤った情報に関して、このロジックが誤っていますとか、こういうのが正しいですということを、別に誤った情報を発信している人を特定して攻撃するというわけではなくて、例えば、こちらにあるような「健康食品」についてみたいな感じで、ホームページであろうと発信するときに、こういうロジックが誤っていて、これが実際は正しいものですよというやり方をしていけないと、なかなか情報が上書きされないというところがあるだろうと。そこは今後の対応の方法として、どのような誤った情報がどう流布しているか。地道かもしれませんが、それを捉えるという活動は必要ではなかろうかというのがあります。

もう一つは、誤った情報にというところがあると思うのですが、その分析の内容が正確ではないのではなかろうかと思ったのがメディアさんとの連携のところ、マスメディアさんの食中毒に対する理解度が2割を切っているというのは、ちょっと大丈夫かという気がするのですが、もともと情報がある程度持っていて、抵抗的意見を持っている人については、理解よりも前に反論が入ってしまうので、要は1つのテーマで、はい、終了ではなくて、同じ人に対して繰り返し段階を持って、同じテーマの共有を繰り返すことが必要だと思いますので、1回だけで終了するのではなくて、情報の量だとか内容で、同じテーマであったとしても段階を分けてアプローチするというのが必要なのではないかと思います。

「5 消費者団体との連携」のところに、リスクコミュニケーションはだんだんとマンネリ化していると感じるとか、結構厳しい御意見が出ておるのですけれども、これも多分、理解よりも前に段階別に説明して行って、相手の要するに認知というものを正確なものにするところが、まだそこに至らないところで終了しているからではなかろうかと思います。

最後まで言ってしまいますけれども、「6 学術団体との連携」のところは私も以前からかなり申し上げているところなのですが、大変恐縮ながら、こういう言い方をしたらいけないのかもしれませんが、非常にまともな学会にアプローチをされていて、多分まともな反応をされると思うのですが、世の中にはそうでもない、なぞな意見が飛び交っているところがあって、そういうところにちゃんとアプローチをして、こういうふうにしましょねと踏み込まないと、変わらないのではないかと思います。そのあたりは、これも事前の調査なので、発行物であるとか、学会誌であるとか、レターであるとか、ホームページで

あるとか、そういうところの主義主張はどうかというのを事前に調べればわかることですので、そこからアプローチをすれば、このフレームワークの中で十分な効果が出るのではなかろうかと思います。

長々と失礼しました。

○川西座長 主に3つあったように思いますけれども、いかがでしょう。事務局側から何か。

○岡田情報・勧告広報課長 まず一番欠けていた視点としては、誤った情報を正しい情報に書きかえるためには何があったらいいかというところが、方向性にないかなというのは一番考えなくてはいけないかなと思うのですけれども、先ほどお話のあったとおり、ちょっと怪しげな学会か、どこが怪しくて、どこが怪しくないかというのは、なかなか見分けるのも大変ではないのかもしれないのですけれども、あなたのところは余り怪しくないからやらせてくださいというわけにもいかないのです、そこは考えさせていただきます。宿題としては幾つかあったのですけれども、難しめかなという感じで申しわけないです。

○川西座長 確かに難しいのですよね。間違えた情報はコストをかけて訂正してくれないのですよね。なかなか難しいです。

では、大倉専門委員、手を挙げておられましたね。

○大倉専門委員 ありがとうございます。私は九州の大学で授業等をさせていただいているのですけれども、そういったときに学生を相手にリスクコミュニケーションというようなタイトルではやっていませんが、食中毒の話などをするとき、食中毒というものをわかってもらうのに、まず腐ったものを食べてお腹を壊すということと、食中毒でお腹がおかしくなるというのは違うことだよというのを知っている学生がほぼ皆無です。腐ったものを食べて、何でわからないのだと考えている学生さんがほとんどということで、専門的な教育課程にいるはずの学生にとっても、最初のほうは知識レベルはその程度なのです。そういうことを考えると、こちらの食品安全委員会で栄養教諭の先生方とか、教育委員会とタイアップして、いろいろされているということは心強いなと思いました。

しかしながら、先ほど有路先生もおっしゃっておられましたが、マスコミ関係者の方との連絡会のときに、マスコミ関係者の方の理解度が低過ぎるというのがすごく衝撃でした。新聞などでも食中毒に関する記事などはとても多いのですが、こういう人が記事を書いていいのかというくらい低いというのがとても大きな問題ではないかというふうに資料を見せていただいて思ったのです。

先日、妊婦さんの水銀摂取の問題に関しての報道が、私がとっている新聞などではトップ記事で出たのですが、それもよく読んでみると、それは従前から言われていたことがそ

のまま書かれているだけなのですが、トップの見出しは、妊婦は魚を食べたら危ないととられがちなおおり方をされておられます。よく読んだら、記事はそうではないのですけれども、新聞記事は全部読まなくて、1面のトップ記事だけを見ると、妊婦さんは魚を食べてはいけないのだと思う方もいらっしゃるのではないかなと思うような記事だったのです。

やはりマスメディアの方が消費者に与える影響は本当に大きくて、ネットであったり、新聞であったり、テレビであったりということですね。栄養関係の方とか、消費者とのリスクコミュニケーションだけでなく、マスメディアの方とはより細やかな情報交換がもっと必要なのではないかなと思ひまして、直近の意見交換会では途中で解説を入れられたとお話をされていて、理解度が上がったということだったのですけれども、今後そういったことをもっとマスコミの方に正しく一般に流布していただくためにどのような展開を考えておられるのかなというのが1点。

あとはもう一つ、先ほど河野先生がおっしゃっておられた、まとめサイトですね。DeNAを初めとするまとめサイトに関してですが、まとめサイトというのは実際に記事を書いて投稿するときに全く査読がないのです。これからどうなるかはわかりませんが、今までは全く誰かがチェックするということが一切なくて、いわゆる個人が書いているブログとどこが違うのかというような感じの構成になっています。だけれども、例えば、健康情報に関する記事を見て、結局それを見る一般の人は、「こうなのだ」と(間違った情報を)勘違いをしていかれるということで、そういったまとめサイトに関して、こちらのほうから監修をしていくというような、何かそういう食い込み方ができないのかなと思ひました。

すみません、長くなりました。

○川西座長 今、2点ございましたけれども、中にコメントはございますか。

○岡田情報・勧告広報課長 そういう意味では、有路先生から御指摘いただいたものと内容的には同じで、非常に厳しい御指摘かなと思って聞きまして、やはりマスメディアの方も理解が低いというわけではなくて、どうしても自分に解釈があるものと違うものに対する理解が進まないということかなと。先ほどのサイトの問題も同じような形で、先ほどと同じコメントになってしまうのですけれども、いわゆる誤った情報の上書きに対する対応をどうするかが一つの論点として、きょう預らせていただきたいと思いますので、検討させていただきたいと思ひます。

○川西座長 有田専門委員、どうぞ。

○有田専門委員 有路専門委員と大倉専門委員から出された意見の回答の確認です。消費者団体から出た意見交換の中で「マンネリ化をしている」というところだけで、わかって

いないからというような意見に聞こえました。私は別の意見を持っているのですが、そのことの事務局の意識というか、回答への確認をさせてください。

マスコミについては、大倉専門委員がおっしゃった件では、リスクコミュニケーションに非常に関心が高くリスクをよく理解している記者がいる一般紙が東北大学の研究結果について一面に書いていました。リスクを理解している記者とは別の記者が書いています。マスコミの人は新人の方とかその分野に知識がない方が、これは記事になると思って消費者団体のところにも聞いてきます。もっと調べてから聞いてきてほしい事などがあります。

最近、相談員として経験がある方が、まさに先ほど大倉専門委員がおっしゃった新聞の一面を見て、非常に魚食を心配されていました。私は、それはもう厚生労働省が過去において、ADIについて、情報を出していることなので、そんなに怖がることはない。ただし、妊婦については気をつけるようにというのはその通りなので、その場でその事を説明をしました。その方は子供を生むような年齢でもないので大丈夫ではないですかという話もしました。

ただし、そういうことに関して、内容も精査しないでアルバイトの主婦の方が書いていたりするというのが、さっきのDeNAのようなサイトではあるという事も聞いています。アルバイト感覚で書いているので情報の正確さや科学的根拠は確かめていない。そういう全てチェックして正すというのは難しいかもしれないですけども、「正しい情報はここを見ましょう」みたいな感じで食品安全委員会が出していくということしかないと思います。情報を全部チェックする事は不可能だと思いますので事務局の方の回答をもう一回伺いたいと思いました。

○川西座長 いかがでしょうか。

○岡田情報・勧告広報課長 的確というのは、なかなか今のところは難しいかと思えます。先ほど言ったとおり、間違った情報に対する上書きをどうするか。まさに今日はその話題が集中しているのですけれども、その際に全部チェックするのかという話だと、それは不可能ということです。

先ほど当方がいただいた意見のマンネリ化のところ、有路先生のほうから、まさに御指摘があったところかと思うのですけれども、いわゆるマスメディアさんとか、なかなか知識のない方が違った知識をお持ちになった。それに対して、こちらからはどうやってやるか。繰り返しやればいいのか、こうすればいいと、多分いろいろとアイデアはあるのだと思いますけれども、当然こちら人も人と予算に限りがありますので、どういうところにそこを集中させるのか。今のところは学校教育関係者というか、そこを中心にして資源を配分しようという形でやっているわけですが、それが一番効率がいいだろうということをやっているわけですが、それも含めて検討かなと思います。

いずれにせよ、一遍に答えは出ないのではないかと考えていて、トライ・アンド・エラー。マスメディアのほうもやっとなやり方を少し変えて、今回また1月を変えるのですけれども、毎回ちょっとずつ変えて、どういう感じに反応が出るのかを見極めながら、一番いいやり方みたいなのを探っていきたいなとは思っていますので、そこは少しお時間をいただきながら、また、こういう場でも議論をするのかなと思っています。

○川西座長 どうぞ。

○迫専門委員 ありがとうございます。今の関連の情報の取扱いという部分について、お話をさせていただこうと思っております。

国民は極論を受け入れたがるという癖があるかと思っております。ですから、あらゆるものが極論へ走るような形でより強調された表現がされていく。そういう中で、なかなか地道な活動というものは評価されないという、つらい立場に多分あるのだろうなと思っております。そういう中で、どうやって極論を抑えていくのかというと、1点は情報の入手というところ。これは先ほど松本専門委員がおっしゃいましたけれども、日本医師会の委員会の中で、マスコミ関係に直近で取り上げられた内容について、リストにされて出てくる資料がございます。

こういうリストを見ていると、国民の中にどういうことが流れているのかということをも具体的にその用語を見ながら確認をしていって、早急に捉えるべきことと、そうでないものというところの仕分けをしていくという一つの方法があるのではないかとこのところを一つ触れさせていただきます。リスクコミュニケーションの連携というところでは、私どもの専門職種も含めてですけれども、さまざまな組織が地道に活動していくという、その連携のありようを再度集約していくことが必要なのではないかと思っております。地道な活動を積み上げていかなない限り、極論はどうやったらなくならないし、次から次へともぐら叩きのように出てくるという状況になりますので、根本的なところを整理する必要があるのではないかと、皆様の議論を伺って感じました。

それから、ちょっと話が変わってもよろしゅうございましょうか。質問を1点だけ。

○川西座長 今のは御意見ですね。

○迫専門委員 今のは意見です。質問を1点。アレルギー物質に関しましてのワーキンググループがスタートされたということで、この辺は具体的な進捗状況、今後の公開の見込み等々を教えていただければと思います。今の議論を続けた後でも、もちろん構いませんので、お願いいたします。

○川西座長 前者は御意見なので合わせたところで、後者のほうは具体的なものなので、

お答えいただければと思います。

○関野評価第一課長 御質問をありがとうございます。アレルギーに関しましては、我々のほうもこれから重要な分野ということで、積極的にリスク評価機関としてもかかわっていかうと思っている分野でございます。今、御質問の中ではワーキンググループを立ち上げたというお話がございましたが、実はワーキンググループ自体はまだこれからでございます。むしろ、その前段階で我々は準備をしているところです。

A3の資料1の1ページの中ほどの「(2) 重点事項」の真ん中のカラムで見ますと、○が4つありまして、その一番下になります。まさに「自ら評価」ということでもございますので、調査事業ということで、海外でどのような取組をアレルギーに対して評価機関が行っているか。そういったところの情報を集めて、我々としては具体的に国内の評価において、どう臨んでいくかといったところを手がけているといった段階でございます。いずれにしても、この分野は重点事項でございますし、「自ら評価」にもなっておりますので、これから体制も含めて、しっかりやっていく分野だと認識しております。

○川西座長 では、ほかにどうぞ。

○高岡専門委員 2点ほどありまして、1つは非常に単純な質問です。電子ジャーナルというのは具体的にどういったものを言うのか、私は知識がなくて知らないということ。

もう一つは、リスクアナリシス講座の件でございます。参加者の裾野の拡大が必要とまとめているらっしゃるのですが、現実問題、一般消費者は6～8%くらいしか御参加いただけないということで、今後どのようにして、この一般消費者の方が参加できるようにされていくのか、その辺の計画を教えてくださいたいです。その2点でございます。

○川西座長 いかがでしょうか。

○岡田情報・勧告広報課長 電子ジャーナルはe-マガジンのことでよろしいですか。

○高岡専門委員 随所出てくるものですから。電子ジャーナル及び文献検索ソフトですとか、英文電子ジャーナルを発行しましたとか、いろいろ出てくるのですけれども。

○岡田情報・勧告広報課長 そちらは『Food Safety』のほうですね。

○高岡専門委員 電子ジャーナルはネット上か何かで出ている刊行物とか、そういったものですか。

○東條事務局次長 では、私のほうから御説明いたします。電子ジャーナルも何か所か出てくるのですが、1ページ目の重点事項の最初のほうにある○の「電子ジャーナル及び文献検索ソフトの有効活用」の電子ジャーナルは、いわゆる情報収集のところでありますので、海外でいろいろな研究情報があつて、そういうものが電子ジャーナルというか、ネット上で公開された研究成果がありますので、そういうものを集めてきて情報を整理するということが一つです。

○高岡専門委員 そういうのを電子ジャーナルと言うのですね。ネット上に公開されている文献。

○東條事務局次長 そうです。それと、もう一つ、当方の英文の電子ジャーナルで情報発信するというものがどこかにあつたと思います。9ページですかね。

○高岡専門委員 あります。2ページにもあります。

○東條事務局次長 それにつきましては、4年ほど前から『Food Safety』というネットで公開できるジャーナルをうちのほうで編集、立ち上げておりまして、それを年4回に公表しています。中身としては、うちでやっている評価書の英訳、もう一つは研究論文、そういう食品安全関係の論文を掲載しているというものでございます。

○高岡専門委員 なるほど。飲食業界なものですから、電子ジャーナルというと、どうしてもPOSレジの電子ジャーナルで、今、法的に認められるようになったものですから、どんなものかなと思ひまして、質問をしました。

○東條事務局次長 研究論文を載せたような雑誌をネット上に公開しているということです。

○高岡専門委員 ありがとうございます。あとはリスクアナリシスの裾野を広げるというところ。

○岡田情報・勧告広報課長 ちなみに電子ジャーナルの本物が参考4の6ページに写真を載せておりますので、こんなものだというイメージです。

御質問への答えということになります。リスクアナリシス講座は今年度から基礎と中級に分けるということで、先ほど議題になっている、いわゆる間違つた情報の上書きではないのですけれども、本当の基礎的なところから、しっかり情報発信をしなくてはいけないという気持ちは、実は食品安全委員会のみならず、リスク管理機関のほうでもお持ちのよ

うで、この企画については今のところ、いわゆる4府省連携というか、委員会のみならず、農林水産省、厚生労働省もあわせて非常に簡単な部分といいますか、もう本当の基礎の基礎みたいなのを一緒に情報発信をしましょうよということで、今、協議が続いております。

そういう意味で、まずは内容的に一般の方が聞いても、すごくわかりやすくする。その中で実は食品安全委員会の情報提供をどうするかというのが一番難しいのです。いわゆるリスク評価を簡単に説明するというのは実はすごく難しいことで、むしろ、リスク管理のほうがどちらかと言うと即物的にわかりやすいという意味ではあるのですが、そういう企画を進めて、なかなか夕方とか仕事が終わってからという時間設定は残念ながら難しい感じなのですが、それでも半日くらいでそういう内容のものを食品安全委員会だけではなくて、ほかの管理機関とあわせてお話をして、理解を少しでも進めていただいて、基礎的なところが入ってくると、これは何か違うのではないかとということにだんだん気づきが始まっていただければ、大変うれしかないかと思って、そういう意味では、ほかの省庁も同じ問題意識を持っているようなので連携したいという形で、今、企画を進めているところですよ。

○高岡専門委員 ということは、よくわからなかったのですが、一般の方に裾野を広げるとのことだけれども、難しい問題だから、うまくできないよねという話なのですか。

○岡田情報・勧告広報課長 今、言ったとおり、どうしても今のリスクアナリシス講座は内容がかなり難しいというか。

○高岡専門委員 難しいですよ。私もここにいても、すごく難しい。

○岡田情報・勧告広報課長 事業者さんとかに聞くと、ある程度の理解はいただけるのですが、かなり基礎的な知識が、要は学校で理科系の進んだところを持っていないとどうしてもというところはあるのですが、今回はそういうのがなくても理解できる内容くらいまでブレイクできればということで、一生懸命に知恵を絞っているという状況ですよ。

○高岡専門委員 マスコミの方の知識がないという話がありますけれども、マスコミの方もわからないのだと思いますね。もっとわかりやすくいろいろな発信をしていただいたほうが一般の方ももっとすっと入りますし、妙な誤解もなくなるのではないかと。この講座はそのための講座なのですよ。

○岡田情報・勧告広報課長 そうです。そういう意味で、今まではなかったのですが、

も、連携しながら基礎講座、名前は多分変わるとは思いますけれども、そういう内容の非常に簡単な講座を設置したいなと思っています。

○高岡専門委員 それを設置した場合に、一般の方にそういう講座がありますよという周知方法はこういった方法でされるのでしょうか。

○箴島リスクコミュニケーション官 関係省庁とこれからの相談になるのですが、関係省庁のHPやフェイスブックなどのツールを通じてPRをさせていただき部分と、これはまだ御相談させていただいていないのですが、消費者団体の方々に御相談させていただきまして、会員の方々にもお声がけいただくようなことも含めまして、できるだけ多くの方々に御参加いただけるような方策を考えてまいりたいと思っております。

○高岡専門委員 では、今後はこのパーセントをもっとふやしていくというような目的で動かれるという形でよろしいですか。

○箴島リスクコミュニケーション官 そのとおりです。

○川西座長 では、夏目専門委員、どうぞ。

○夏目専門委員 リスクコミュニケーションですが、ほとんどが大人を対象にする内容であります。もちろん子供たちへのアプローチという意味では、食品安全委員会のみならず、リスク管理機関、専門の方々がそれぞれアプローチをしていらっしゃるのです。その中で食品安全委員会が子供たちに直接、食品安全についての情報を提供するという意味では、キッズボックス総集編の配布をなさっていらっしゃるって、このキッズボックス総集編はすごく評判がいいというお話も聞いておりますけれども、18万部を印刷して、配布が小中学校に約15万、大体90%くらい小中学校に配布をされていて、配布箇所が1,772箇所とデータが御提示されておりますけれども、小中学校の数は3万を超える数ですよ。そこにいきますと、まだまだ配布されている箇所は圧倒的に少ないので、戦略的に例えば、直接、子供たちに食品安全について情報提供への関心を持ってもらうという意味で、どんなふうにお考えかなということを少し教えていただきたいということが第1点でございます。

2つ目は、これまでも皆様がさまざまな御発言をされておりますリスクアナリシス講座でもって非常に、食品関係事業者、食品関係以外の事業者、要するに事業者さんだけで7割を超えているという、これまでの状況の中で改善を考えているということでございますけれども、私は少し違う観点を持っておりまして、ここに7割の事業者さんが集まるということは、事業者さんが正確で科学的な知見を得たいというお気持ちが大変強いのだら

うと、私は受けとめているのです。

ですから、これから食品関係事業者さんと意見交換をするというようなことをお考えというのはとてもいいことなので、食品関係事業者さんが食品安全委員会に求めるもの、または食品安全について、どんなことを必要としているのかということも、ぜひ意見交換の中で聞き取っていただいて、よりよい講座が展開されるように、これは御期待を申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○川西座長 いかがでしょうか。

○箴島リスクコミュニケーション官 先に後半のほうから回答申し上げます。食品関係事業者との意見交換はこれからでございますので、どのような問題意識をお持ちなのかみたいなことも含めて、十分にお話を伺いたいと思っております。食品安全委員会が設立された当初は、食品関係事業者の食品の品質管理、安全担当という方だと思われませんが、その役員の方々と食品安全委員会の委員との間で意見交換を行っていた時期もございましたので、その点も含めまして、どういうやり方がいいのか御相談、まいりたいと思っております。

先ほどのリスクアナリシスの関係でございましたけれども、もう少し説明させていただきますと、連続講座は6回とか7回という連続であったものですから、どうしても一般の方々がお見えになられない。一方、事業者の方々も社名でちゃんと行って勉強してこいとか、そういうものがないとなかなか行きづらいということがあったものですから、できる限り、例えば、1日に集中するような形として来ていただいて、それで理解を深めていただく、知りたいことを知っていただくような、そういう工夫もやりたいと思っております。今の基礎講座に続けて、中級という名前になるかどうかはわかりませんが、その講座につきましても鋭意検討しております。より実りあるものにしてまいりたいと思っておりますので、ぜひアドバイス等をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○岡田情報・勧告広報課長 数字の話が出て、若干混乱をさせてしまって申しわけないです。この1,772カ所というのは学校数ではありませんで、いわゆる受け取る教育委員会とか、そういう数なので、そこを通じて、15万3,000ですので、ほぼ全部の小中学校に1部くらいずつ渡るような、そんな配布の仕方をしています。少なくとも、ほぼ1部はみんな持たれているという感覚でうちのほうでは配布しています。ただ、これもつくって結構たちまして、今また新しくキッズボックスは特集が続いているのですけれども、それをまた再編集して配れるかということになると、これは非常に多額の予算が実は必要な事業ですので、そことの兼ね合いを考えなくてははいけないかなとは思っております。

○夏目専門委員 詳細を教えてくださいまして、ありがとうございます。ほとんどが教育委員会にということでしたよね。1,772という教育委員会でもって、3万を超える全ての小中学校に行き渡っているということではないわけですか。

○岡田情報・勧告広報課長 行き渡っているということです。

○夏目専門委員 わかりました。

○川西座長 どうぞ。

○堀口委員 それと配布先として、市とかの図書館があります。学校には1冊しか行っていないので、子供たち一人一人の目に触れているかはわからないですけれども、興味のある方は図書館などで見ていただいている可能性があると思います。

○川西座長 ほかにございますか。

有路専門委員、どうぞ。

○有路専門委員 誤解がないようにということで自分のコメントだけなのですが、戦略を変えてほしくないのということです。意見交換会で学校教育関係者のところで、小中学校のいわゆる栄養教諭のほうに重点的にやるということは非常に戦略として正しいと思いますし、むしろこの手を緩めてほしくないというのがありますので、ここを含めて再考されるというのはやめてほしいというか、徹底してやってくださいというのが私の言いたいことでして、ただ、私が先ほど申し上げたのは、その中のコンテンツをより誤った情報を上書きするという方向に変えるということも足すべきであるということだと思います。

あと1点だけ、すみません。このキッズボックスに関してもそうなのですが、いわゆる教育委員会とか、一度そういうところとコミュニケーションができるようになったのであったら、それで終わってしまうのではなくて、いわゆる学校の学生さんというか、家庭に配るものはガリ版印刷のペラもののA4の1枚ものが配れるのが普通ですので、そういうところに教育委員会を含めて、こういうのを配布してくださいというお願いをしたら、御家庭に配布していただけますので、そういうコミュニケーションができるようにPDFを送るとかをやると継続性ができるのではないかと思いますので、ぜひやっていただければと思います。

以上です。

○川西座長 では、有田専門委員。

○有田専門委員 直接食品とは関係ないのですが、主婦連合会で行なった一つの例を申し上げます。化学物質のリスクの学習会を、主婦連の会議室を使用し、講師はNITEの理事長等が務めて何年か実施しました。事業者の方は先ほど事務局の方がおっしゃったように仕事として講義に参加し、有路専門委員もおっしゃったようにスキルアップというか、PDCAですと次にまた来られるということで、更に詳しい方がふえるのです。

継続性は、昔からリスクコミュニケーションには重要だということで言われてきて、その事は消費者団体の主なところはどこも十分承知しています。そういうことでぜひ進めていただきたいと思います。

○川西座長 ほかにございますか。大体御意見を伺うと、中間報告ということで言うと、特にここはまずいよということよりはプラスアルファでこういうこと、特に間違い情報をどうするかという問題とか、マスコミ対応をどうしましょうかと。この点は正解をすぐに出すことは難しい部分もございますので、引き続きそのあたりの御意見も参考にして、委員会の運営に取り組んでいただければと思います。

では、この1つ目の議題は以上にさせていただいて、ここで休憩で、35分から開始ということにさせていただければと思います。

(休 憩)

○川西座長 そろそろ35分をちょっと回りましたので、再開をさせていただきたいと思います。まだ戻って来られない先生もいますけれども、ぼちぼちということで、まずは事務局のほうでお配りいただいた『Food Safety』電子ジャーナル、これについて御説明をいただければと思います。

○東條事務局次長 お時間をいただきまして、すみません。先ほど御説明いたしました『Food Safety』電子ジャーナルのパンフレットを今お手元にお配りしております。こういったような学術雑誌をインターネット上に公開しているというのが電子ジャーナルでございまして、この『Food Safety』については1ページを開けていただきますと、編集委員長の熊谷委員のエディター・イン・チーフからの言葉が出ていますが、食品安全委員会の熊谷委員を編集委員長にいたしまして、委員の先生方を編集委員として、こういう雑誌を出しているということでございます。

中身的には、後ろのほうから開けていただいたところにテーブル・オブ・コンテンツが出ていまして、これは最初の4号までが出ていますが、見ていただきますと、論文の記事とかリスク評価書の英訳、そういうものを載せております。主に海外に対して、日本のリ

スク評価はこういうふうに行っているよ、こういう新しい情報があるよと、そういうのを発信するというような役割を担っているジャーナルということでございます。年4回出しています。紹介をさせていただきました。どうもありがとうございます。

○川西座長 ありがとうございます。

何か質問はありますか。では、ないようでしたら、「(2) 平成28年食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について」の審議を始めたいと思います。まず、事務局から資料の説明をお願いします。

○松原総務課長 それでは、総務課のほうから資料2-1～2-5までに基きまして概略を説明した後、詳細については情報・勧告広報課のほうから御説明申し上げます。資料2-1～2-3までにつきましては、6月の企画等専門調査会で既にお示ししたのになります。

まず、資料2-1でございます。こちらのほうに掲げられておりますとおり、11月までに提案の募集を実施するとともに、いただいた提案の整理を行ってまいりました。本日は1回目の絞り込みを行っていただきまして、専門調査会としてのお取扱いの決定は2月6日に開催される予定の次の会合において行っていただけたらと考えてございます。

また、このお取扱いのほうでございますけれども、必ずしも狭義のいわゆる「自ら評価」案件候補とすることに限られるわけではなく、例えば、ファクトシートにおいて対応する案件の候補とすることとか、積極的な情報の収集、提供を行う案件の候補とすることなども視野に入れて調査審議をいただけたらと思っております。2月の会合において取扱いを決定いただいた後、食品安全委員会に報告した上で意見等の募集などを実施し、その結果を踏まえまして、食品安全委員会の会合において最終的な決定を行っていただくこととなります。

資料2-2に評価対象候補の選定に関する考え方を掲げてございます。科学的知見の充足状況等にも配慮しつつ、基本的には健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには食品健康の実施の必要性が高いと判断されること。又は健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後その発生のおそれがあり、これに適切に対応するためには食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されることのいずれかに該当するものの中から候補を選定することとされてございます。

資料2-3は企画等専門調査会に提出する資料に関する委員会決定でございます。これを踏まえて、後ほど情報・勧告広報課から御説明する資料2-6が作成されてございます。

資料2-4は、これまで選定された案件を取りまとめたものでございます。選定年度ごとに掲げられてございますけれども、選定が行われなかった年度もございます。本年度の進捗と致しましては、2ページの平成22年度において選定されたアクリルアミドについて、4月に評価を終了し、その結果を関係行政機関に通知した。あるいは平成26年度に選定さ

れたフモニシン、平成27年度に選定されたアレルギーについては、先ほど資料1の関係で御説明申し上げたとおりとなっております。

資料2-5については、先ほど申し上げた提案募集の結果について、その概要を掲げたものでございます。提案は13件ございました。ただし、先ほど申し上げましたような考え方を勘案いたしますと、事務局としては今のところ、直ちに狭義の「自ら評価」の対象として適切であるものは見当たらないのではないかとというような印象を持ってございますけれども、後ほどまた情報・勧告広報課からの説明の後、例えば、先ほど申し上げましたとおり、ファクトシートで対応する案件の候補とすることですか、積極的な情報の収集や提供の対象とすることも視野に入れて御審議をいただけたらと思っております。

なお、従来、御審議につきましては、先ほど申し上げました選定の考え方に加えまして、評価中又は評価済みのものと重複していないか、真に食品に関する提案か、真にリスク評価に関する提案かなどの点などにも留意しながら御審議をいただいております経緯がございます。

それでは、詳細につきましては、情報・勧告広報課のほうから御説明申し上げます。

○岡田情報・勧告広報課長 それでは、お手元の資料2-6の大きいA3の紙で一個一個説明させていただきますけれども、全部やると大変な時間がかかってしまいますので、要点のみをお話しさせていただきたいと思っております。

最初はNo.1ということで、添加物の区分から、食品安全モニターより御提案があるのが人工甘味料ということになります。お手元に資料2-5を見ていただきながら聞いていただくとわかりやすいかなと思っておりますけれども、今回指標が3つほど提示されておまして、「A 現在評価中又は評価済みのもの」、「B 食品の問題ではないもの」、「C リスク評価の問題ではないもの」という観点から事務局としては整理しております。御案内のとおり、人工甘味料は参考情報のところにありますけれども、ネオテームとかサッカリンカルシウム、基本的に要請を受けて評価するという枠組みになっているものということで、当然要請があればやるということだとカテゴリー的にはAに該当するのではないかと考えております。

続きまして、動物用医薬品の分野から、これも食品安全モニターから御提案のあったのが成長ホルモンということで、成長ホルモンについて、リスク評価をEUと共同で行ってはどうかということです。これも先ほどの人工甘味料と基本的に枠組みは同じで、基本的には要請を受けて評価するというものになります。現在、動物用医薬品として承認申請はされておられませんので評価というのはないのですけれども、そういう枠組みのもので、そういう意味ではAに該当するのではないかと考えております。ちょっと足早で申しわけないです。

次にNo.3ということで、その他の区分で御提案は専門委員のほうからいただいておりますカフェインになります。近年、カフェインの過剰摂取による健康被害が発生していると

いうことで、実際にどうもエナジードリンクと言いますか、これにカフェインが含まれているようなので、これとお酒を一緒に摂るなり、そういう形の喫食形態が最近あるということで、国内でも死亡事故が起こっているということです。要請内容なのですけれども、今回このカフェイン自体はファクトシートが用意されているのですけれども、情報提供案件として検討してもらいたいというような要請になっておるようです。

続きまして、化学物質・汚染物質の分野で、専門委員からの御提案ということで、ヒドロキシノネナールという化学物質になります。この物質はネットではいろいろ書かれているようなのですけれども、いかんせん、ヒトへの健康影響についての情報がほとんどわからない。物自体はここに書いてあるとおりに、2段目の危害要因に関する情報のところで、どうも油を繰り返し加熱するとできてくるような話なのですけれども、これについては指標のA、B、Cのいずれにも該当しませんで、情報がなくて評価が難しいのではないかと考えております。

No.5、その他の区分で御提案は食品安全モニターからいただいておりますけれども、トランス脂肪酸になります。これは御案内のとおり、食品安全委員会において、平成24年3月8日に「自ら評価」として、もう既に評価済みということですので、そういう意味でいくとAの指標に該当するのかなと思います。既にファクトシートもございますので、そういう意味では御要望としては再評価ということなのですけれども、リスク管理なり、リスクコミュニケーションの案件かなという感じはいたしますが、指標的にはAが適用かなと考えております。

2つめくってもらって、No.6で微生物・ウイルス系で、これはホームページでの公募から挙がってきた案件ということで、鶏肉によるカンピロバクター食中毒の防止について、要はカンピロバクターだと思います。これについては平成22年6月に鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリという形での評価が既に終わっております。また、ファクトシートもあるということになりますので、型どおりで入れてしまうとAということかなと思うのですけれども、依然としてカンピロバクターは食中毒の発生自体はあり、1位、2位という、いつもの地位を占めているわけなのですけれども、そういう意味で御議論いただければと思います。

No.7、微生物・ウイルス分野で、これは専門委員からの御提案ということですが、コールドプレスジュースが挙がっております。要請内容のほうにも書いてあるのですけれども、いわゆるミキサーを使わずにジュースを普通はスムージーみたいな形になると思うのですが、それを圧搾で果汁なりを搾る。野菜も搾るのだと思うのですけれども、そういうジュースについて基準をつくっていただきたいという御要望で来ております。ただ、残念ながら、ハザードがちよっと明確でないという部分と、菌数だけのお話であれば、衛生管理の問題かなと思っておりまして、Cのカテゴリーになるのではないかと考えております。

続いて、かび毒・自然毒の区分で食品安全モニターからの提案で、フグ、バラハタ、ブダイ、毒魚系ですかね。そういうものを評価してほしいということです。御提案のほうも

一般向けのガイドラインの作成なり、そういうことが御提案されているようではございますけれども、やはりこれも評価というよりは管理、御提案自体も食べないようにということのようですが、リスク管理の案件に該当するのかなと思っておりますので、指標的にはCかなということと考えております。

かび毒・自然毒の区分から、食品安全モニターより要請があったのがヒスタミンということになります。これは要望自体が情報提供を強く御要望というところもありますけれども、既にファクトシートなりは用意されておるところで、これもリスク管理案件のほうかなということを考えております。

いっぱいあるので、どんどん行きます。No.10は遺伝子組換え食品等の区分から食品安全モニターよりの提案で、遺伝子組換え食品が挙がっております。TPPの基本合意でアメリカからの輸入が多くなるので、遺伝子組換え食品のリスク評価が必要だという御要請です。これはまた返ってしまいますけれども、基本的には要請を受けて評価している案件ということになりますので、Aの部類に入っていくのかなと思っております。

続きまして、新開発食品の区分で食品安全モニターよりの御提案ということで、個別のサプリメントということですが、食品安全委員会のほうでも、いわゆる「健康食品」のメッセージなり、きょうも配布させていただいておりますけれども、そういうものをやっておるわけですが、各論に進んだらどうだというような御要請ということですが。具体的には、ここに幾つか書いてありますけれども、そういうものを評価すべきという御要請のようです。個別のものということになりますので、基本的には一般食品の区分の中でのリスク管理というのが適切な対応ではないかと考えておりますので、カテゴリー的にはCが該当してしまうのかなと思っておりまして、水素水がNo.12で出てくるのですけれども、これもそういう意味では同じ考え方ということになるのかなと思います。

最後のページになります。最後がNo.13、その他の区分で食品安全モニターよりの御提案で、食品中の金属異物ということですが。端的に言うと食品安全とは違う分野のお話ということですので、そういうカテゴリーかなと思います。

私からは以上です。

○川西座長 ありがとうございます。

今の説明でAに分類した中で、要請に基づいてやるものなのでAにしたとなっておりますが、今回初めての方もおられるので、それで理解できているかなという気はするのですけれども、もうちょっとかみ砕いて、要請というのはどこの要請か説明いただけますか。

○岡田情報・勧告広報課長 失礼いたしました。食品安全委員会のリスク評価は、これは「自ら評価」の議論ですけれども、基本的に食品健康影響評価の依頼についてはリスク管理機関、具体的に言うと、厚生労働省さん、農林水産省さん、消費者庁さん、ここから、こういうものについて食品健康影響評価をやっていただきたいという要請に基づいてやっ

ているというのが基本的な枠組みです。

例えばで言うと、農薬ですとメーカーのほうで、きょうは工業会さんもいらっしやっているのであれですけれども、新しい農薬の成分が出てきて、これについてはどのくらいならヒトが摂取しても問題ない水準なのかを決めてくださいというような要請が委員会に来て、それを科学的知見、基本的には実験データに基づいて、このくらいならいいですよというものをお返しする。また、それを受け取った厚生労働省が基本的には、そのデータといわゆる摂取量なり、ヒトが1年間にどのくらい食べているか、そういうものに割り戻しまして、それぞれの基準値を設定するというような大きな枠組みになっています。

原則的には「自ら評価」ではなくて、そういった要請に基づいてやるという枠組みの中で、例えば、人工甘味料でしたら、これは幾つかはもう評価しているのですけれども、それに基づいてやっているという枠組みのもので、自らやるというところと、やってはだめというわけでもないのしょうけれども、基本的にはそういう枠組みでやるのかなということで、多分このAという指標が置かれているということで進めさせていたのだということなんです。

○川西座長 事務局のほうの整理が、今回挙がっている候補は「自ら評価」の候補として、そのクライテリアに当てはまらないではないかということで、一応その考えが提案されているわけなので、「自ら評価」と言っても1つは本当にリスク評価の対象にするのかどうかというものと、実は3年くらい前から、いわゆる「自ら評価」、つまりリスク評価の対象にならなくても、もうちょっと情報提供が欲しいねというような課題はこの中から選んでいこうという方針になりました。

資料2-1のフローの中の2月の横に書いてある「絞り込まれた案件候補について、それぞれ取扱いを決定」ということで、1つ目が「自ら評価」、これは食品安全委員会が行うリスク評価。2つ目はファクトシートを作成してほしいねというのと、3つ目は情報収集に当たってほしいねというようなことで、ここ3年くらいは、リスク評価の候補以外にも選定してきたという経過があります。

そういうことで、今の事務局の整理は、それ以外のものも今回のものは対象にしにくいねというような御提案だということかと思えます。そこで一個一個やるというよりは、これについては例えば、「自ら評価」の候補になるのではないか。あるいはファクトシート作成の候補になるのではないか。あるいは情報収集はやってほしいねというのがあれば、挙手いただいて何番という感じでご指摘いただく。何も御意見が出ないものは今回で候補から外してしまう。御意見が出たものに関して議論をさらにして、追加的に調べてから絞りたいねということに関しては次回までにとっておき、その間に調べることは調べる。そんな方向で持ち時間は大体1時間のようなものですので、議論させていただければと思いますけれども、よろしいですか。

では、委員の先生方から、これは気になるのでというものがあれば、順次挙手いただい

て、意見を言っていたきたいのですが、いかがでしょうか。

○有路専門委員 全部見切れていないのですけれども、No.12の水素水、いわゆる波動水なり何なりというオカルト商品はいっぱいありますよね。これは別に「自ら評価」をする必要性は全然ないと思うのですけれども、これは消費者庁の範疇なのかがよくわからない部分がありますが、食品に関するこういう情報をリスクコミュニケーションの一環として食品安全委員会のほうに求められているとするのであれば、ファクトシートレベルで特段科学的根拠はありませんという一文をぼんと出すだけでも、世の中の的には物差しはできるのです。それが安全性かどうかというところはすごく微妙なところだとは思いますが、本当にファクトシートと言っても数行で終わってしまうと思うのですが、出すのはいいのではないかと思います。

以上です。

○川西座長 という御意見ですけれども、有路先生の御意見に対して何か、事務局でも結構ですし、ほかの委員もどうぞ。

○野口専門委員 水素水はスーパーでも自分でお水のボトルを持っていけば買えるという時代になっていて、すごく注目されていて、皆さんは水素水を飲むと美容にいいとか、体にいいと思われている方がすごくふえているので、今、言ったファクトシートというのは必要なのかなというのと、これは飲んで本当に大丈夫なのか、健康に害がないのかと思われる消費者の方がすごくふえているので、そこは一つあってもいいと思います。

○川西座長 ほかにございますか。どうぞ。

○唐木専門参考人 水素水の問題はそれほど簡単ではなくて、これのそもそもはアルカリイオン水を作る機器を厚労省が認めてしまった経緯があって、それが今は水素もできるということで売っている。ですから、業者は根拠があると言っている。水素水というのはそもそもは御存じのように、水素を細胞に吹きかけたら活性酵素で細胞が死ぬのを妨げられたという試験管内の実験から、臨床のお医者さんがそれに飛びついて、心臓の虚血再循環のときの細胞死の実験あるいは糖尿病の実験の臨床データを一生懸命に出そうとしている人たちがたくさんいる。そういうことから、科学的根拠がゼロと言うと大変怒られるけれども、全くこれは根拠がないとも言えない。そういう微妙なところなのです。

ですから、水素水を飲んで健康にいいのかどうかということについて根拠がないとは言えますが、水素水自体がオカルトだということを私も言いたいのですが、それを言うと大変怒られる。そういう微妙なところがあるので、情報提供をするのはいいと思いますが、その辺は気をつけないといけないと思います。

○川西座長 私が言うのはあれだけれども、これはなかなか書き方が難しい。ファクトシートであっても食品安全委員会がプラスの面のことを書くと、食品安全委員会が認めたみたいになって書かれてしまうこともありますから、これはナイーブなものだと思うのです。

○小西専門委員 私も唐木先生の考えと同じで、安全性だとか危害性に関するコメントであれば、食品安全委員会として評価・発信することは許容できると思いますが、科学的な有用性についてまだ研究段階にあるものに関してコメントするのは大変危険であると感じております。

○川西座長 どうぞ。

○有路専門委員 そこが微妙だなというところで、食品安全委員会の範疇かと思ったところはあるのですけれども、要は効能を訴えるところで、飲んだら、要するにがんになりませんかとか、いわゆる体の中の活性酸素の働きが弱まって、要するに若返りますとか、そういう言葉が実際に書かれているという実情がある中で、それも飲んで、それができたという確認がされている事象でも、もちろん科学的にはなくて、だけれども、微妙な範疇のものだということに対して投げかけられているものをファクトシートにしなかったとしても、どこかしらが何か扱わないといけないテーマにはなるのではないかとは思いますが。

○川西座長 では、反対も相当あるけれども、とりあえずきょうは残しておく。

○有田専門委員 水素が残っていない、入っていないのに、それを高い価格で売っているという問題点があります。水素が抜けていたとしても、含まれていたとしても、水素水を飲んで健康に害を及ぼすということが出ていないのであれば、今のところ対象にはならないと考えます。また、水素が残っていないことはテレビなどで報道されたりしました。要するにキャップなどの関係などがあるので、ある程度は消費者も知っているのです、微妙だと私も考えます。

○川西座長 とりあえずは次回までに考えておく。当落選上で言ったら落ちるかなんくらい感じで、ただ、とりあえず12個の中で、次回までキープと言ったら変ですけども、水素水はとっておくということで、それ以外にどうぞ。

○山内専門委員 気になったのがカンピロバクター。これが先ほどの説明でも、とりあえず評価は終わっている。そのとおりだと思うのです。では、なぜ最近こんなにふえているのかなということが1点。

そして、これも前回のときに申し上げたのですけれども、薬剤耐性。これは研究発表が大分出てきているのですけれども、ブロイラーにおけるカンピロバクター属薬剤耐性株の出現状況ということで報告出てきているのですが、今までの株が変異をして耐性がかなり出てきているというような状況の中で、1回はやったから、これでいいのかなという気もするものですから、もう少し検討してみてもいいのではないかとということでございます。

○川西座長 これは毎年累計が出てきて、リスク評価をしたので、今はその結果がどういうふうに移るかをもうちょっと見てから次のステップを、もう一回リスク評価するなら、というような話で、いつも結局は候補から外れるという経過を毎年繰り返しているのかなと思います。

○山内専門委員 これはずっと外れ外れでいっていると、被害が大分大きくなってきているので申し上げたのですけれども、今までどおりのやり方で防いでいけるのであれば、それはもう一回出しているのだからという形もいいのかと思うのですけれども、かなり健康被害、食中毒が多発してきている。ここに報告がありますけれども、変異も出てきている。これらについてはもうちょっと、今すぐにではなくても、検証して見ていく必要があるのではないかと思ったので、また外れて、この次ということもあるかもわかりませんが、そうすると、また今のような状態が続くのであれば、被害は当然なくなるということの思うと、やはり一言申し上げたかったということです。

○川西座長 今の御意見は、いわゆる「自ら評価」としてもう一回取り上げましょうということですか。

○山内専門委員 確かにここで1回評価している。ただ、中身は随分変わってきているものですから、再評価的な意味合いを持って申し上げたのです。

○川西座長 どうぞ。

○神村専門委員 カンピロバクターは、もしかして耐性菌がふえているかもしれませんが、私はそこはわからないのですが、現在ふえていることについては、例えば、ジビエ料理とか、牛肉や豚肉の生食がふえているとか、今回のコールドプレスジュースとか、ジャーサラダとか、そういう生で食べよう文化が随分広がってきたことが原因ではないのかなと私のほうでは理解をしています。ですから、やはり「自ら評価」ではなくて、つけない、ふやさない、やっつけるの原則をもっと広めるという別の面で食品安全委員会のほうから行政機関にお願いするというほうが妥当ではないかと思えます。

○川西座長 どうぞ。

○山内専門委員 うちの青森県の獣医師会で食鳥の検査センターを持ってまして、県内の全てのプロイラーは食鳥検査をしております。廃棄になっているのは大部分がカンピロバクターと大腸菌です。その数がふえてきているものですから、ジビエとかそういうものも当然あるとは思いますが、一般に流通するほうの中でもそういう傾向があるものですから申し上げたということはつけ加えさせていただきます。

○川西座長 とりあえず12個のうちで、次回にもう一回議論しようねというのには残しておくということでよろしいですか。それ以外に12個の中で。

では、大澤専門委員。

○大澤専門委員 どれがと言うのではないのですが、今、事務局の13項目の説明の中で幾つかは、評価は終わっているから外しているとか、ファクトシートをつくっているから外しているというのがあったと思います。そういう事をやっているのだけれども、また意見として出てくるというこの現状は、もう一回考えなければいけないのかなと思っています。

No.1の例で言うと、人工甘味料だから、評価済の物質もあり、個別に挙がってくれば評価をしますとの事です。No.3の例で言うと、提案者は「自ら評価」案件とは趣旨が違うと認識しているし、ファクトシートも認識はしています。しかし「でも」、という話です。No.5については、もう既に1回やっている。「でも」、また挙がってくる。カンピロの話で言えば、これは先ほどの耐性菌の話ではないですけれども、要請内容を見ると生食の話が出ていますから、おそらく、これも「でも」ということなのかなと思います。

何が言いたいかと言うと、今日ここで残して情報提供を議論するとかではなくて、繰り返し案件として挙がってきてしまうことに対して、前段の中間取りまとめ報告のところに戻ってしまうのですけれども、食品安全委員会が、実施したことが、伝わり切れていない、理解され切れていないという現状については、分析をして、それを、どの様にしていくのかということも考えていかないと、また挙がってきたりするということが出てくるのかなと思いました。以前、堀口委員がリスコミのワーキンググループをやって、まとめがでてきましたが、ターゲット別にこういう事が、必要だというのがありました。

ここは、評価した項目についてターゲット別に、どういう伝え方をして行こうかというのを戦略的に実践していかないと、また違う切り口で、評価が終わっているのだけれども、この点に関しては危険かもしれない、安全でないかもしれないから見てくださみたいな話が出てくるかもしれません。今回は、その様な項目が幾つか見られたと感じます。

これは意見ですが、これらを情報提供として残すのか、もうやったのだけれども、その様な意見が挙がってきているから残すのかというのは、事務局のほうでも分析・検討していただきたいと思います。

○川西座長 どうぞ。

○堀口委員 おっしゃるとおりです。昨年のこの資料は多分もっと分厚くて、こちらが募集をかけるときに誤解をされてしまうのではないかとこのところ、総務課のほうで今回は大分工夫をされて募集をしたところ、ホームページ上から来たのは1件しかなく、かつ、あとは専門委員とモニターさんという結果になりました。モニターさんに関しては食品関係の職業経験があったりとか、専門家であったりというように、誰でもなれるようにはしていないのですけれども、モニターさんでも、先ほど座長から仕組みの話を再度確認いただきましたが、どうやって評価をしていくのかという仕組みであったり、「自ら評価」というのがどういう位置づけにあるのかというところが募集の段階で伝わりにくくなっているのだろうなというのがありまして、そこは工夫をしていきたいと思っていること。

実は本当に、きょう専門委員の方から出ているような情報は専門でないと知らない情報であるなという点があって、そこをきれいに世の中に伝える。もう既にリスク評価が終わっているのだけれども、情報がきちんと伝わっていないもの。それと、専門だからこそ、最新の知見として評価をしたほうがいいのではないかとこの形で挙がってきているものなのかなと思っています。

皆さんが例えば、終わっているから評価をしないという整理ではなく、4つくらいのファクトシートとか情報提供とか、座長も言っていただきましたとおり、この3年くらいは分けてきていますので、そういう面で、これはこうすべきだというふうに御意見をいただければと思います。

○川西座長 どうぞ。

○夏目専門委員 ただいまの大澤専門委員の意見とも一致するのですが、リスク評価をした、ファクトシートを出した、ではなくて、それから後に例えば、カンピロバクターのように発生が全然減少せずに、むしろ新たな増加傾向にあるというような問題に対してはきちんと対応すべきだと思いますし、私が気になったのはカフェインの問題です。カフェインの問題で、特に最近はエナジードリンクというのが非常に広告を盛んにやっていて、若者が摂るような形が広まってきています。既にファクトシートは2011年に出していらっしゃるかもしれませんが、例えば、ヨーロッパでは2014年にリスク評価書を公表していますし、意見書も2015年にEFSAのほうで出していると思います。ですから、食安委がファクトシートを出した後に外国でもってリスク評価をされているような案件について、もう一度ファクトシートを見直すなりということをする必要があるのではないかとこのふうに、カフェインの問題では思いました。

先ほど、リスクコミュニケーションの中で、新たな取組でリスク評価機関との関係を強

めていくという中で、食安委はファクトシートだけれども、厚労省、農水省はリスクプロファイルで、これを食安委が一元化していくというお話がございました。そういう意味でも既にファクトシートを出したものであれば、リスク管理機関との一元化というようなものも含めて、新たに国民にメッセージを出す必要があるかないかというところも御議論をいただければ、ありがたいと思います。

以上でございます。

○川西座長 カフェインをリスク評価、「自ら評価」の対象にしようという話ですか。

○夏目専門委員 そうではないです。リスク評価をしてほしいということではなくて、ファクトシートを出しているけれども、2011年と今の段階では少し状況が違ってきているので、ファクトシートを見直すなり、情報提供をする必要があるのではないですかという意見でございます。

○川西座長 どうぞ。

○鋤柄評価第二課長 ただいまの夏目専門委員の御意見は大変重要な点だと思っております。食品安全委員会としましても、1回評価をしたものについて、フォローアップをしていくということが非常に大事なポイントだと思っております。1つの例として、今お話のありましたカンピロバクターについて、どんな対応をやっているかをお話ししたいと思います。

カンピロバクターにつきましては、ここにごございますように、2009年にリスク評価をいたしました。これは渡邊先生のときでございますね。このときは微生物の増殖のモデルを使いまして、カンピロバクターの食中毒を防ぐためにフードチェーンアプローチ、要は生産現場から食鳥処理場で処理するとき、お店で売るとき、最後に家庭で食べる時、ないしは料理店で食べる時、それぞれのところできちんとリスクを減らすというようなアプローチが大事ですねということで、例えば、一番最後の食べるところで言えば、生食については減らしましょうとか、一番大元の農場であれば、農場におけるカンピロバクターの低減策を打ちましょうというようなこと。食鳥処理場での汚染を減らしましょう。それぞれのところで減らすことが大事ですよというような評価を行っております。ただ、このときの評価の限界として、モデルでやった中で実際にフードチェーンのそれぞれの段階で行う措置がどのくらいの効果があるのかということについては、それぞれ今後データを集めなければいけないですよというような結論になっております。

それを受けまして、現在それぞれのリスク管理機関。例えば、農場であれば、農林水産省で農場におけるカンピロバクターの汚染率を減らすためにはどうしたらいいのか。鶏舎に小動物が入ってこないようにするための措置とか、餌とか、特に水でございますね。水

を消毒することによってカンピロバクターの汚染を少なくするとか、そういったような措置が具体的にどのくらい効果が上がるのかといったような調査を現在やっている最中でございます。厚生労働省は食鳥処理場で例えば、どのような処理をしたら、ないしはどのような消毒薬を使ったら、カンピロバクターを抑えられるかといったような具体的な検討をやっているところでございます。

一番最後の部分は、先ほど御紹介もありましたけれども、生食の部分については牛のレバーの生食をやめたことによって、従来はカンピロバクターの食中毒は鶏肉だけではなくて、牛のレバーの食中毒が非常に多かったわけでございますけれども、これは今なくなったというのは厚生労働省の取組によって効果が出てきたことかと思っております。

この件につきましては、先ほど座長のほうからお話ございましたように、毎年この会でも御議論をいただきまして、大事なことは今みたいなそれぞれのリスク管理措置を総合的に考えて、どうなるのかということをきちんとフォローアップしましょうというような御指示をいただいております。私ども食品安全委員会では、農林水産省と厚生労働省と連絡会を毎年行っております。ことしも2回目をついこの間に行ったところでございますけれども、それぞれの研究の進捗状況みたいなものを持ち寄って、今こんな状況になっているといったようなことをみんなで共有して、私ども食品安全委員会のホームページにその成果について、まだ途中経過ではございますけれども、提供するというようなことをやっております。

今後の課題としましては、まだ成果は出ておりませんが、それぞれフードチェーンの各段階で成果が出てくれば、こういったものを例えば、シンポジウムで公開するとか、そういったことで、農場であれば農家の皆さん方、食鳥処理場であれば食鳥処理場の皆さんの皆さん方、販売される料理店の方々とか食べる消費者それぞれに具体的な対策として知っていただくということが大事だということに思っております。いずれにしても、そういった取組が今は進んでいる。これからの課題だと思っております。どうもありがとうございました。

○川西座長 どうぞ。

○渡邊(治) 専門参考人 このカンピロバクターの問題は去年も出て、同じようなことで、リスク評価をした結果をリスク管理機関がそれをどういうふうフォローしているか。そこを評価しようという話になっていて、今はそれがお答えだと思います。

もう一つ、これは感染研でやった仕事なのですが、0157の汚染のときの生レバーの問題で、厚労省が生レバーの喫食を禁止したのです。それがどのくらい効果があったかということと、そのリスクコミュニケーションに対しての影響がどういうふうになったかを数年間かけてフォローした結果です。感染しやすさの度合いで見た場合に、生食を禁止したときはほとんど感染者がゼロに近くなります。ただ、次の年はまた感染者数がもとに

戻っているのです。

喉もと過ぎれば熱さを忘れるではないけれども、リスクコミュニケーションの難しさというのがあるのです。マスコミまたはいろいろなところで報道したときには皆さんが覚えているけれども、だんだん報道等の機会が少なくなっていくと、レバーの生食の問題はもうなくなっているのではないかと、我々の脳は受け取るような仕組みになっているのだと思います。

毎年毎年同じことでもいいから、問題点をホームページ等に出して注意しましょうということを継続的にやるということで、我々の脳を常に刺激して注意を喚起しておかないと忘れてしまうことになります。

リスクコミュニケーションは非常に難しいので、口で言うことは簡単なのだけれども、なかなか我々の脳はそれについていっていないのではないかと思いますので、本当に地道にやっていくしかないのではないかと思います。

○川西座長 とりあえず、これについては今まさにやっていますよと。ホームページ等々に載せていっていますよということですがけれども。

○山内専門委員 我々現場でもHACCP方式を推奨したり、いろいろな形で衛生管理もどういう消毒薬を衛生管理に使えばいいかをフィードバックして、農場のほうにそれをやっているのです。やっているのですけれども、それは農場のほうで薄くまいているのかもわかりませんが、効かなくなっているということも、今までよりは少し厚くしていかなければならない。これは耐性菌の関係になるのですけれどもね。さっきからお話が出ているように、それぞれの持ち分のところできちんとやれば、それは大分防げるとは思うのです。ただ、この趣旨とはちょっと違うのですが、耐性菌ができてきているということも念頭に置いて、これから食中毒も含めて、ウイルスも含めて考えていかなければいけないのではないかと。ただ、今回はこの十幾つの中から、もし残すとすればどれだと言われたから、これを申し上げたのであって、それは誤解をしていただきたくないなと思っていました。

○川西座長 わかりました。これは括弧でくくって、きょうはとにかく予選で落としてしまおうというものを確定させておかないと、次回でまた議論が拡散しますから、それを続けさせていただきます。

高岡専門委員、どうぞ。

○高岡専門委員 No.8のフグ、バラハタ、ブダイ等の魚についてでございます。今、実際に大分県の業者から、また調査をしてほしいという形で出ていると新聞報道もされておりますけれども、実際に現地に行きますと、養殖は全く安全ですと言って、平気を出しているところが山ほどあります。実際に本当に安全かどうか、私はよくわかりませんけれども

も、禁止というのは出ていながら、陰で養殖は安全ですよと出している業者があるということは、やはり何らかの形でもう一度しっかりとした調査が必要だと思いますし、27年度にフグに由来する食中毒は29件出ているというのは養殖だったのか、天然だったのかといったところも多分あると思いますし、養殖でも当たっている人がいますよという情報が出れば、そういう業者の方はやはりだめなのだなという形でやめると思いますし、そういう情報がないから完全に思い込んで、養殖は大丈夫と思っていらっしゃるのではないかと思いますので、せっかく大分県のほうからもそういう調査の依頼が出ているのでしたら、よりもっと深く調査をしていただくという形をぜひやっていただきたいなという思いでございます。

○川西座長 これは幾つか並んでいますけれども、特にフグですか。

○高岡専門委員 フグです。

○鋤柄評価第二課長 御説明をいたしますと、今のは大分県のほうからということではなくて、佐賀県でございます。佐賀県及び佐賀県の事業者が養殖フグについて、養殖フグだから安全と言っているわけではございません。養殖フグについて一頭一頭全て毒の検査をして、お店で提供したいという提案が厚生労働省にあったということで、厚生労働省のほうから、そういうことは大丈夫でしょうかという評価依頼をいただいたというところでございます。先日報道がございましたけれども、現在、専門調査会のほうで大体審議が終わりまして、今後、食品安全委員会のほうで見ていただいた後、パブコメにかかるというような段取りになっております。ですから、養殖のものが安全かどうかというような調査をお願いされたということではございません。

一方、事実から申し上げますと、フグにつきましては厚生労働省が食品衛生法に基づきまして、食べられるフグの種類と部位を通知で出しておりまして、それ以外のところを販売提供等をした場合には食品衛生法6条の違反ということでございます。もし肝臓を売っているというようなことがあれば、これはすぐに法律違反ということで保健所のほうで指導がされるということだと思っております。

○高岡専門委員 その辺はよく存じておるのですけれども、現実問題として、勝手な神話が出ているのです。養殖は大丈夫だよという神話が出ておりまして、神話なのか事実なのかはわかりませんが、それは結局禁止しても、いつの間にかそれがじわじわ広がっている感じがするのです。実際に取り締まりがどれくらい厳しくされているかはよくわかりません。ですからこそ、もう一度、だめならだめでいいのです。いいならいい。私は食べたいのですけれども、だめならだめということをもう一度、明確に出すということでやられたほうがいいのではないかと思います。

○鋤柄評価第二課長 厚生労働省は明確にだめと言っています。

○高岡専門委員 現実問題として、これをさらにもっと調査をしようといったような機関はないのでしょうか。本当に養殖が大丈夫かどうかというのがまだ解明されていないからというのは。

○鋤柄評価第二課長 調査機関は存じ上げておりません。

○高岡専門委員 それを業界のほうからやってほしいとか、そういう話は余りないのでしょうか。

○鋤柄評価第二課長 それは業界のほうで自分で研究するとか、そういうことはあるのかもしれませんが。

○川西座長 どうぞ。

○迫専門委員 今の関連ですが、国民の税金を使って、これだけの調査をするということになってくると、その有効性というところをきちんと考えていかなくてはいけないと思っております。フグのようなものは当然外すべきものだと思います。ファクトシート等々でもう既に出ているもの。もちろん「自ら評価」を既の実施しているもの。同じものに何度も税金を投入すること自体は有効とはなかなか思えませんので、新しいものをできるだけ見つけながらやっていく。その一方で、先ほど事務局のほうから提案がありましたけれども、こういう提案をされた内容に対して、現状のフォローアップがどうなっているのかというところの回答は出した方がいいのではないかと思います。

1点質問です。No.4のヒドロキシノネナールについて、先ほどの御説明は情報がなく評価が難しいところで終わってしまったのですが、情報がなく評価が難しいということの意味が伝わり切れたかどうかというところは疑問なものですから、基本的な情報がないと評価ができないというところのあたりを御説明いただくとありがたいと思いました。

○関野評価第一課長 最初に事務局のほうから少しコメントをさせていただきます。No.4についての御質問でございますが、こちらのヒドロキシノネナールという、私にとっても読みにくいものなのですけれども、この表で言いますと中ほどの「(6) 危害要因に関する情報」のところにも書いてございますが、まだヒトへの影響は不明ということもあり、一方で今回御提案いただいたのは動物を中心とした毒性の研究と承知していますので、まだまだこの件については基礎的な段階にあって、気にはなる結果は若干得られているけれど

も、我々からすると、まだ国内外を含めて、どの程度これを取り上げるかといったことに関する情報がわからないので、何とも言えないかなと私自身は捉えております。

○川西座長 山添先生のほうからありますか。

○山添委員 この物質は何者かということがまずあると思いますが、これはアラキドン酸のような不飽和脂肪酸が過酸化を受けた後、2つに分裂してできてくる。ノナというのは9という意味なので、炭素から9の物質が出てくるというものです。これは脂質の過酸化が必ず起きますと、その中で一部ができてきます。通常の場合は生体の中でそのものが処理をされて、代謝をされて、分解して、排泄されていきます。ですから、量的なもの、少ない量という形では、生体の中でも処理をされていて、存在をします。

ただ、これを外からいきなり加えているというようなシチュエーションが実際に食品の中で起きているかということ、現時点では考えにくい。ただ、このものが大過剰に起きるような食品摂取の状況があれば、実際にある程度はきちんと抑えなければいけないなどは思っていますけれども、現時点では不飽和脂肪酸を摂って、その中で幾つかの代謝を受ける経路のうちの一つで、シナリオというと悪い側の場合に極端な事例として物が出てくると御理解をいただければいいのかなと思います。

○川西座長 今、取り立てて取り上げるほどのものではないですか。

○山添委員 現時点では、これによってリスクが食品の中で起きているという事例は見つかってはいないと思います。あくまでもモデルスタディーだと思っています。

○川西座長 ノネナールは加齢臭の原因ですよね。そういうことなのだとということで、私も今これを取り立てて取り上げることはマニアックだなと思うところですが、ほかに何か気になるというのはありますか。なかなか有力候補はそうないという感じ。

どうぞ。

○小西専門委員 事務局に教えていただきたいのですが、No.1の人工甘味料の件です。特にこのシートの中では「(6) 危害要因に関する情報」の中で特記してあるスクラロースとアセスルファムカリウムの2つの物質が特記されて挙げられているのですが、スクラロースは既に食品健康影響評価は終わっていると私たちは認識していたのですが、います。その理解でよろしいでしょうか。

○関野評価第一課長 とりあえず私のほうから、わかる範囲でお答えします。一般論といえますか、制度論で申し上げますと、人工甘味料も含めた添加物全体は原則論で言えば、

必ず評価を受けて、厚生労働省が指定をして初めて使えるものですので、全てそのラインを通ってくるという中できちんとリスク評価なり、あるいはリスク管理はされてきておりますので、個別でそういった「自ら評価」ということとは違うところでしっかりできているかなというのがまず一般的な考え方です。

そのこととは別にスクラローズに関しましては、この表の（９）のカラムを見ていただくと、ここには挙がってきていないので少し後で確かめさせていただきますが、いずれにしても、使われるものに関してはきちんと通常のルートを通ってきているものだという言い方ができるのではないかと思います。

○小西専門委員 ありがとうございます。食添に収載されていて、用量・用法も決められているので、私たちの理解は基本的には安全性というか、危害性は一定に確認をされているという理解でしたので、これから要請に基づいて評価されるものでもないと思っていたのですが、確認をしたら教えてください。よろしくお願いします。

○関野評価第一課長 今の御質問はスクラローズに関してでございましょうか。

○小西専門委員 スクラローズです。

○関野評価第一課長 今どんな状況か、後で調べさせていただきます。すみません、今、私自身が頭の中にございませぬので。

○川西座長 ほかには特に。どうぞ。

○野口専門委員 「自ら評価」の内容ではないと思うのですけれども、先ほど夏目専門委員もおっしゃっていたカフェインの件とかは、コンビニの売り場の中の面積でもすごくふえていると思うので、情報を更新するところがとても大切かなと思ったこと。あと、ワールドプレスジュースも実際に百貨店のデパ地下でケーキ屋さんと同じようにお店を出店しているケースがふえてきている中で、「自ら評価」というわけではないのですけれども、厚生労働省の管轄になるかもしれないのですが、製造についてのある程度のルールで、新しく出てきたものに対して指標をつくるということがまた一つ大切なのかなと思います。

○川西座長 カフェインは夏目専門委員のほうからも御指摘がありましたけれども、次回までとっておいて、また少し議論をさせていただいて、最終的な扱いを決定ということにさせていただきます。

ほかに挙がっているもので、これは気になるからというのはいかがでしょうか。出なければ、「自ら評価」というか、今回取り上げるものから除外してしまいましたが、よろしいですか。

○大澤専門委員 先ほど、幾つか再度こういう意見が出てきてしまっているということについて、事務局のほうでよく検討してくださいという話をしました。評価項目は、落とすでもいいのですけれども、先ほど「フォローアップ」という話がありました。このフォローアップという体制は、別にここで話し合いをする場ではないと思いますし、食品安全委員会だけがやることではないと私も考えています。監督機関である厚生労働省さんとか農林水産省さんの発信情報もたくさんあるわけですから、そういうところも含めた中で仕組みにして、順次更新されたりとかフォローされたりするフォローアップ体制をしていただければ、よろしいのかなと考えます。その様な状況になる事で、様々な情報が浸透していくと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○川西座長 有田専門委員、どうぞ。

○有田専門委員 それと同じような考え方なのですけれども、実は今の現状では問題がありませんということで結果を出して、何年か経てば、当然、社会環境や思考も変わる中で、見直しをしていくということには行なっていただきたい。例えば、トランス脂肪酸も何かそれで死んでしまうという話ではないけれども、調べたときからもう何年も経過しているので、調べ直してほしいという意見があります。そういう考え方でよろしく願いいたします。

もう一つ、すみません。No.10に遺伝子組換え食品のことが出ていて、危ないとか怖いとか、そういうことではなくて、1996年に当時の厚生省が安全性評価をしたときから作物数も増え遺伝子組換え自体のあり方が違ってきていて、除草剤耐性遺伝子が複数組み込まれていたりします。食品安全委員会の専門調査会で評価をして、厚生労働省がそれを受け、次に畜産の飼料などは、農水省の資材審議会の専門委員会で問題ないという評価を行なっている事は十分承知しています。データを見て問題ないという評価をされていると思うのですが、細かな情報とか新しい情報を専門の先生方がどんな感じで受けとめているのかなと。私は農水省の飼料の審議にかかわっているのですが、その場で質問したら5つくらいの遺伝子操作をしたものを同じ作物に組み込んでも大丈夫と回答があったりするので。複数の遺伝子組み換え体が同時に一つの作物に入っていることの情報などを学ばれながら評価をされているとは思いますが、大丈夫という根拠など教えていただきたいと思えます。

○川西座長 いかがですか。

○東條事務局次長 幾つかありましたけれども、1つは、いろいろな形質が複数組み込まれたものかどうかということですが、今おっしゃったように、そういうものであっても一

一つを評価しているということなので問題ないということなのですけれども、ただ、それをどういうふうに伝えるかということをおっしゃったのだと思うので、そこら辺はコミュニケーションの中でどういうふうにやっていくかということかと思います。

もう一つ、技術が進んできて、ということですが、それもコミュニケーションの問題かと思いますが、いずれにしても、昔の技術よりも新しい技術のほうがより正確に安全性を高めてやるようになってきているということは実際にそういうことだと思うので、そういうことがより伝わるような形でいろいろなコミュニケーションの場でやっていけばいいのではないかと感じましたけれども、そういうような対応ができればいいなと思います。

○鋤柄評価第二課長 つけ加えますけれども、5つも6つもというようなお話でしたが、そういったものを一遍に入れるということは実際には非効率なので余りされてなくて、例えば、Aの除草剤耐性へのものをまずつくって、Bの除草剤耐性のものをつくって、それをかけ合わせてとか、これは自然交配でつくるというような形で複数の形質ということは行われております。

○有田専門委員 申しわけないですが、専門調査会で出た先生がそういうふうな回答をされて、同じ作物に同時に5つくらいまでだったら大丈夫でしょうとおっしゃったので、そういう回答でよろしいのか教えてください。

○鋤柄評価第二課長 実際にはそういうようなやり方で行われておりますので、そういったかけ合わせで入ったときにどうなるかといったようなことにつきましても評価のルールをつくって、順次評価をやっているということになっていると思います。

○有田専門委員 先ほどコミュニケーションのあり方の問題と回答をいただいたので納得しています。食品安全委員会で扱ったものを管理機関に伝える際にこういうことを正確にお話してくださいというような事を行なっているのかという意味で確認させていただきました。

○川西座長 ほかにございますか。きょうの議論で全体的に、先ほど大澤専門委員がおっしゃったようなフォローアップとか見直しはやるようにお願いしますと。ただ、これというのは、精神はそうかもしれないけれども、これは見直してほしいとかいうことは多分あるのだろうなと思います。実際のところ、それは言っていくべきなのではないかと思えますけれども、一般論として頑張ってフォローアップしてくださいと、私も他の委員会等では事務局の立場になることがあって、やってくれと言われても、わからないことは少なくないし、全部をやるというわけにもいかないから、そのあたりは具体的に希望は出してい

くということは必要だだと思います。いずれにしても、そういう方向でやってくださいという要望があったということが全体のお話で、それがまず1つ。

あと、今回の「自ら評価」の案件として予選を残っているのが、水素水、括弧つきでカンピロバクター、カフェイン、スクラロースについては調べてくださいねということが宿題なのですけれども、大体その範囲ということで、これらをどういうふうに扱うかは次回にまた議論させていただくということによろしいですか。

○高岡専門委員 1ついいですか。おっしゃるとおりでございまして、一般の方は禁止されたときは禁止だと思うのですけれども、だんだんといつの間にか、それが神話になってきまして、例えば、牛肉の生食に関しましても、最近はしっかりとやることによって生食を出されているところが結構あるのですが、それを見た消費者の方が今は何と言っているかという、もう禁止が解けたのですねという言い方をされます。ごく普通に食べられるのですねと、だんだんできてきているのです。

先ほど申し上げたフグに関しましても、養殖なら大丈夫ですよという神話が出てしまっていて、それを出している店が平気であるのです。食べながら、これは養殖だから大丈夫だよねと、いつの間にか広がっているのです。ですから、絶対に事故が起きないことが前提なのですけれども、もしも事故があったときには、もう出てしまっておりますので、こういうふうにリスク評価は終わっていますので、今さら出すのは無駄ですけれども、事故があったときに、こういう事故になりますよと。例えば、フグも養殖だけれども、あたった人がいますよとか、肉を生で食べて0157にあたりましたよというデータをどんどん出していくことによって、消費者の方にやはり危険なのだなということを啓蒙するような活動はぜひ続けていかないと、いつの間にか、みんなはおいしいから食べたいというので、食べられる理由を無理やりこじつけてしまうというのがありますので、ぜひその辺はいろいろな形で努力をしていただきたいと思います。以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

今の話はリスク評価機関なのかリスク管理機関なのかという、リスク管理に近いことのような気はしますが、それは協力し合っということなのではないかと思っておりますので、貴重な御意見をありがとうございました。

では、(2)の「自ら評価」はそういう結論にさせていただいて、次回に最終的にその取扱いを決めるということにさせていただければと思います。

議事としては「(3)その他」があるのですけれども、その他で委員のほうから何かございますか。事務局のほうからはいかがでしょうか。

○松原総務課長 ございません。

○川西座長 では、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

次回の日程については、どのようになっていますでしょうか。

○松原総務課長 次回の会合でございますけれども、平成29年度食品安全委員会運営計画、平成28年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価案件の候補の選定並びに平成28年度食品安全委員会緊急時対応訓練の結果及び平成28年度食品安全委員会緊急時対応訓練の3つについて御審議をしていただくことを考えてございまして、日程については2月6日月曜日の開催を予定してございます。

○川西座長 それでは、以上をもちまして、第19回「企画等専門調査会」を閉会いたします。御協力をどうもありがとうございました。